

第 8 5 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 4 号)

招 集 年 月 日 平 成 3 1 年 3 月 7 日 (木 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 3 月 7 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 4 日)

議 事 日 程

日 程 第 1 一 般 質 問

日 程 第 2 第 7 号 議 案 宍 粟 市 総 合 計 画 及 び 地 域 創 生 戦 略 委 員 会 条 例 の 制 定 に
つ いて

日 程 第 3 第 8 号 議 案 ふ る さ と 宍 粟 寄 附 金 条 例 の 一 部 改 正 に つ いて

日 程 第 4 第 9 号 議 案 宍 粟 市 診 療 所 使 用 料 及 び 手 数 料 条 例 及 び 公 立 宍 粟 総 合
病 院 使 用 料 及 び 手 数 料 条 例 の 一 部 改 正 に つ いて

日 程 第 5 第 10 号 議 案 宍 粟 市 特 別 職 報 酬 等 審 議 会 条 例 の 一 部 改 正 に つ いて

日 程 第 6 第 11 号 議 案 宍 粟 市 職 員 の 勤 務 時 間 、 休 日 、 休 暇 等 に 関 する 条 例 の
一 部 改 正 に つ いて

日 程 第 7 第 12 号 議 案 宍 粟 市 職 員 の 自 己 啓 発 等 休 業 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正
に つ いて

日 程 第 8 第 13 号 議 案 宍 粟 市 一 般 職 の 職 員 の 給 与 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正 に
つ いて

日 程 第 9 第 14 号 議 案 宍 粟 市 少 子 化 対 策 事 業 助 成 条 例 等 の 一 部 改 正 に つ いて

日 程 第 1 0 第 15 号 議 案 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 税 条 例 の 一 部 改 正 に つ いて

日 程 第 1 1 第 16 号 議 案 宍 粟 市 介 護 保 険 条 例 の 一 部 改 正 に つ いて

日 程 第 1 2 第 17 号 議 案 宍 粟 市 介 護 保 険 事 業 基 金 条 例 の 一 部 改 正 に つ いて

日 程 第 1 3 第 18 号 議 案 宍 粟 市 空 き 家 等 の 対 策 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正 に つ いて

日 程 第 1 4 第 19 号 議 案 観 光 施 設 の 使 用 料 の 見 直 し 等 に 伴 う 関 係 条 例 の 整 備 に
関 する 条 例 に つ いて

日 程 第 1 5 第 20 号 議 案 宍 粟 市 営 住 宅 条 例 の 一 部 改 正 に つ いて

日 程 第 1 6 第 21 号 議 案 宍 粟 市 下 水 道 条 例 等 の 一 部 改 正 に つ いて

日程第 1 7	第 24号議案	宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第 1 8	第 25号議案	平成31年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について
日程第 1 9	第 26号議案	平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）
	第 27号議案	平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 28号議案	平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）
	第 29号議案	平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
	第 30号議案	平成30年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
	第 31号議案	平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
	第 32号議案	平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第3号）
	第 33号議案	平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）
日程第 2 0	第 34号議案	平成31年度宍粟市一般会計予算
	第 35号議案	平成31年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
	第 36号議案	平成31年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
	第 37号議案	平成31年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
	第 38号議案	平成31年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
	第 39号議案	平成31年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算
	第 40号議案	平成31年度宍粟市下水道事業特別会計予算
	第 41号議案	平成31年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算
	第 42号議案	平成31年度宍粟市水道事業特別会計予算
	第 43号議案	平成31年度宍粟市病院事業特別会計予算
	第 44号議案	平成31年度宍粟市農業共済事業特別会計予算
日程第 2 1	第 45号議案	平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

日程第 2 第 7号議案 宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例の制定に

			ついて
日程第	3	第	8号議案
			ふるさと宍粟寄附金条例の一部改正について
日程第	4	第	9号議案
			宍粟市診療所使用料及び手数料条例及び公立宍粟総合病院使用料及び手数料条例の一部改正について
日程第	5	第	10号議案
			宍粟市特別職報酬等審議会条例の一部改正について
日程第	6	第	11号議案
			宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第	7	第	12号議案
			宍粟市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正について
日程第	8	第	13号議案
			宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第	9	第	14号議案
			宍粟市少子化対策事業助成条例等の一部改正について
日程第	10	第	15号議案
			宍粟市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第	11	第	16号議案
			宍粟市介護保険条例の一部改正について
日程第	12	第	17号議案
			宍粟市介護保険事業基金条例の一部改正について
日程第	13	第	18号議案
			宍粟市空き家等の対策に関する条例の一部改正について
日程第	14	第	19号議案
			観光施設の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について
日程第	15	第	20号議案
			宍粟市営住宅条例の一部改正について
日程第	16	第	21号議案
			宍粟市下水道条例等の一部改正について
日程第	17	第	24号議案
			宍粟市過疎地域自立促進計画の変更について
日程第	18	第	25号議案
			平成31年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価について
日程第	19	第	26号議案
			平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）
		第	27号議案
			平成30年度宍粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
		第	28号議案
			平成30年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）
		第	29号議案
			平成30年度宍粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
		第	30号議案
			平成30年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3

号)

	第 31号議案	平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第3号)
	第 32号議案	平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算(第3号)
	第 33号議案	平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第3号)
日程第20	第 34号議案	平成31年度宍粟市一般会計予算
	第 35号議案	平成31年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
	第 36号議案	平成31年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
	第 37号議案	平成31年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
	第 38号議案	平成31年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
	第 39号議案	平成31年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算
	第 40号議案	平成31年度宍粟市下水道事業特別会計予算
	第 41号議案	平成31年度宍粟市農業集落排水事業特別会計予算
	第 42号議案	平成31年度宍粟市水道事業特別会計予算
	第 43号議案	平成31年度宍粟市病院事業特別会計予算
	第 44号議案	平成31年度宍粟市農業共済事業特別会計予算
日程第21	第 45号議案	平成30年度宍粟市一般会計補正予算(第8号)

応 招 議 員 (16名)

出 席 議 員 (16名)

1 番	津 田 晃 伸 議員	2 番	宮 元 裕 祐 議員
3 番	山 下 由 美 議員	4 番	東 豊 俊 議員
5 番	今 井 和 夫 議員	6 番	大久保 陽 一 議員
7 番	田 中 孝 幸 議員	8 番	浅 田 雅 昭 議員
9 番	田 中 一 郎 議員	10 番	神 吉 正 男 議員
11 番	飯 田 吉 則 議員	12 番	大 畑 利 明 議員
13 番	林 克 治 議員	14 番	榎 橋 美 恵子 議員
15 番	西 本 諭 議員	16 番	実 友 勉 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局長	宮崎一也君	書記	小谷愼一君
書記	岸元秀高君	書記	小椋沙織君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元晶三君	副市長	中村司君
教育長	西岡章寿君	企画総務部長	坂根雅彦君
まちづくり推進部長	富田健次君	市民生活部長	平瀬忠信君
健康福祉部長	世良智君	産業部長	名畑浩一君
建設部長	花井一郎君	一宮市民局長	上長正典君
波賀市民局長	坂口知巳君	千種市民局長	津村裕二君
会計管理者	榎谷米男君	総合病院事務部長	志水史郎君
教育委員会教育部長	前田正人君	農業委員会事務局長	西村吉一君

(午前 9時30分 開議)

○議長(実友 勉君) おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

本日、市長から議案1件が提出されております。

それでは、日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長(実友 勉君) 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき順番に発言を許可します。

まず、大畑利明議員の一般質問を行います。

12番、大畑利明議員。

○12番(大畑利明君) 皆さん、おはようございます。議長から発言許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。本日よりどうぞよろしくお願い申し上げます。

まず、政策決定プロセスの情報公開についてという質問でございますが、市政の運営に関する重要な施策あるいは事業の意思決定の過程について、もっと情報公開をすべきじゃないかなという視点から質問をさせていただきたいと思っております。

自治基本条例におきましては、市民はまちづくりに関する情報を知り、参画協働の権利を有し、議会及び執行機関は市民の知る権利を保障すると定めております。これを受けまして、市議会ではまだまだ不十分ではございますが、会議録の公開をはじめ、本会議や予算決算小委員会のテレビ放映、あるいはインターネット中継を実施するなど、市民への公開を進めているところでございます。今後さらに議会の見える化を進めていこうということで、情報公開を推進するための議論を今行っているところでございます。

一方、執行機関のほうにつきましては、市政運営の基本方針、あるいは重要な施策事業の意思決定を行う政策会議という場がございます。この政策決定の場における情報公開が私は行われていないのではないかというふうに捉えております。

特に、議会に提案されます条例案、あるいは予算案をはじめ重要な施策・事業、これがどのような議論を経て政策決定されたのかということは、議会や市民が知ることは極めて重要だというふうに考えております。

御案内のとおり、既に進んだ自治体では、政策会議などの庁議を公開をしております。

ますし、庁議の議事の要旨、あるいは庁議の内容というものをホームページで公開をしたり、インターネットで映像公開も行っております。また、庁議の開催予定の公開、あるいは傍聴できる自治体というのもあるように聞いております。

そこで、市長に質問をいたしますが、自治基本条例の基本理念であります市民の主権に基づいたまちづくりを進めるには、この市政の重要な施策・事業の意思決定過程を積極的に公開すべきだというふうに考えますが、市長はどのようにお考えかお伺いをいたします。

二つ目でございますが、厚生労働省が所管をいたしております実践型地域雇用創造事業、この採択地域として宍粟市が選ばれております。この事業について、質問をしたいと思っております。

この事業は、雇用機会の不足している地域が地域資源を活用して、新たに雇用を生み出す取り組み、それを市が加入します雇用創生協議会というものが国にその事業計画の内容を提案して、国に認められたというふうに聞いておるところでございます。この協議会、これは市長が会長を務めておられますし、国がこの事業提案について採択をしたこの事業の具体的な中身、このことが公開をされていないというふうに思います。

そこで、この事業がいつ、どのような経緯で政策決定されてきたものか、そのことについて幾つか質問をしたいというふうに思います。

実践型地域雇用創造事業の事業内容というのはどのようなものでしょうか。

また、その事業は、市の総合計画や地域創生の総合戦略プランとの関係はどのようなになっているのでしょうか。

そして、どのような経緯で政策決定されたのかということをお伺いしたいと思っております。

また、この事業が地域産業や経済の活性化に非常に効果があるというふうに認めておりますが、具体的にどのようにこの事業が地域の雇用創出に効果を発揮するのか。あるいは、産業や経済へどのような波及効果をもたらすのか。そして、市民にどのように還元をされていくのか。もう少し説明をいただきたいというふうに思います。

そして、市長が会長を務めておられます宍粟市雇用創生協議会、この組織構成というのはどのようなものなんでしょうか、お伺いしたいと思っておりますし、この事業に関しまして市の事業責任というのはどのように捉えておられるのか、お伺いしたいと思っております。

三つ目でございますが、人口減少、地域経済の縮小をどう克服するかと。2日間の一般質問の中でも多くの議員から質問が投げかけられ、議論が交わされておりましたが、地域創生総合戦略プランに書かれている計画策定の背景、ここを少し紹介いたしますと、人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させるという負のスパイラル、悪循環の連鎖、そういうことに陥っていることから、人口減少問題は一刻の猶予も許されない早期かつ中長期的に取り組むべき重要課題であるというふうにされております。

しかし、その戦略プラン策定後も少子高齢化が進みまして、過疎地域の指定は市全域に及んでおります。また、財政難は深刻さを増しておりますし、人口減少には歯どめがかからない現状にあるというふうに思います。

昨日の議論を聞いておりますと、この人口減少の要因分析が十分できていないというような認識を示されておりましたが、人口減少の最大の要因というのは、私は宍粟市の産業連関における構造的な問題だというふうに捉えております。つまり、生産活動によって作り出される付加価値が域外に流出をして、市内での雇用創出の効果が生まれていない。特に生産年齢人口の維持が不可能になっているということだと考えます。人口とこの所得の関係は私は一体であるというふうに捉えておまして、それを取り戻すには、産業連関における構造改革が必要だというふうに思っています。その意味では、宍粟市が行いました地域経済循環調査、これは相当意味のある重要な資料だというふうに私は思っております。

宍粟市の産業連関構造のどこに問題があるのかを十分精査することによって、人口減少と地域経済の縮小を克服すべきというふうに考えております。市長は、どのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

最後、四つ目でございます。臨時非常勤職員の待遇改善と雇用の安定ということで、初日にもありましたので、できるだけ簡潔に申し上げますが、臨時非常勤職員、名前はそのように呼ばれておりますが、その多くの方々は正規職員と同様に恒常的な業務についておられます。幼児教育、子育て、介護、福祉、専門的な相談業務など、さまざまな行政分野において重要な担い手になっておられるというふうに思っております。

このような中、臨時非常勤職員の待遇改善とか、雇用の安定、そういう観点から、地方公務員法や自治法が改正をされまして、一般職の会計年度任用職員制度が創設されたというふうに認識をしております。

2020年の4月1日施行に向けて、会計年度任用職員制度の構築、あるいは条例化

などの準備が進んでいるということをお伺いしましたが、幾つか基本的な考え方について質問をさせていただきます。

一つは、今回の法改正では、会計年度任用職員の給与水準、あるいは期末手当、休暇制度、これらが常勤職員との均衡を図ることが主眼となっていると思います。その趣旨にのっとりて処遇改善にしっかりと結びつけていくという意思がおりかどうかをお伺いをいたします。

制度の移行をきっかけに、雇いどめ、あるいは労働条件の改悪といったことが行われるということは法の趣旨を逸脱する行為であり、決して行ってはならないというふうに考えますが、現に働いておられる臨時非常勤職員を会計年度任用職員に移行することが、私は、今重要な任務についておられますので、市民の利益につながるというふうに考えております。この雇用継続についてはどのように考えておられるのか、お伺いをしたいと思います。

そして、この制度移行に当たっては、非常に財源も伴ってくると思います。これは国にしっかり求めていく必要があるというふうに思いますが、自治体の責任においてもその財源確保はしっかり対応していく必要があるというふうに思います。その点についてもどのようにお考えか、お伺いをしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（実友 勉君） 大畑利明議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 皆さん、おはようございます。本日もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

大畑議員から大きく4点御質問をいただいております。最後の臨時非常勤職員の待遇改善と雇用の安定については、先日来ありますが、より具体的なことも含めまして担当部長から答弁させていただきたいと思っております。

まず、1点目の政策決定プロセスの公開をということですが、御意見ありましたとおり、市民の知る権利を保障する、これはもう当然のことだろうと、この認識は十分しております。

市の情報公開につきましては、市民が市政への関心を高め、市政に参画いただくために、積極的に情報を提供する必要があることは認識しております。その中で審議会であったり、あるいは審査会及び各種の委員会等、附属機関等々の会議につきましては、事前告知をし、原則公開もし、重要な計画なども含めて諮問もしているところであります。

一方、御質問の市の庁議につきましては、市民サービスの充実に向けて議論を交わし、時には、第三者の利害関係にも議論が及ぶなど、意思決定過程を公開することは非常に難しいと、このように考えております。

2点目の地域雇用創造事業の効果とはということであります。3点具体的な御質問をいただいておりますが、1点目の地域雇用創造事業の趣旨、事業内容、政策決定の過程についてであります。実践型地域雇用創造事業は厚生労働省の委託事業で、雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造の取り組みを支援するものとなっております。

今回、宍粟市雇用創生協議会を設置し、協議会において事業申請を行うこととなり、実施内容は宍粟市における雇用につながるものであると判断し、事業構想提案書を兵庫労働局へ協議を行い、同意を得たものであります。

2点目の雇用創出効果や産業・経済波及効果の市民への還元についてであります。平成30年7月に宍粟市地域雇用創成協議会から国へ提出された事業構想提案書によりますと、雇用拡大メニュー、人材育成メニュー、就職促進メニュー、雇用創出実践メニューなどの事業群を通じて、平成30年度から平成32年度の3年間に地域で181人の雇用を創出するという目標が掲げられております。

雇用創出に取り組む事業には、農林業、観光分野などの取り組みが含まれており、今後、事業が進められることで経済効果が地域にもたらされると、このように考えております。

3点目の雇用創生協議会の組織についてであります。雇用創生協議会は、宍粟市内の事業主団体や地域の関係者が実施事業のため組織化されたものであります。

また、私自身は、この協議会の取り組みや事業効果の説明を受け、認めた中で協議会会長の職について引き受けているところであります。

市の責任という部分では、事業の執行状況について情報共有を図り、適正な事業推進が図られているかなど市の役割分担として進捗確認を行うため、庁内に雇用創造事業推進会議を設置し関係部課長により会議を開催しているところであります。

次に、3点目の人口減少と地域経済縮小の克服という御質問であります。特に市民とともに問題意識を共有しながら、人口減少の克服と地域経済の再生に取り組むべきではないかと、そういう意味では循環型地域経済の転機が必要と、こういうふうな御質問の意図、このように思いますが、地域経済の縮小と人口減少の連鎖は深刻な状況にあると認識をしております。このことは地域における構造的な課題でありますので、一気に状況が改善するような特効薬はなかなかないのが現状であり

ますが、市民とともに問題意識を共有しながら、オール宍粟で課題解決に向けた取り組みの推進体制を構築していく必要があると、私自身も考えておるところであります。

しかしながら、一度に多くの主体を巻き込んだ取り組みをマネジメントしていくということは、マンパワーの面においても大きな負担となりますので、まずは宍粟市、宍粟市商工会、西兵庫信用金庫がコアメンバーとなって、具体的な事業に取り組みながら、さまざまな主体を巻き込んでいけるような枠組みを平成31年度に立ち上げてまいりたいと考えております。

具体的には、「宍粟市人財力フル活用プラットフォーム推進会議」、略称「人財力会議」を立ち上げ、人材の育成・確保と産業活性化に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

また、地域経済循環の確立に向けては、農産物や森林資源、再生可能エネルギーなどの地域資源を産業で活用していく取り組みも重要であり、加えて個人消費のレベルにおいては消費増税に伴う景気対策も視野に入れつつ、地産地消を加速させ、域内循環を活性化させる取り組みが大変重要になると、このように考えております。

いずれにしましても、さまざまなチャレンジを迅速に繰り返しながら、地域経済の活性化と人材の育成・確保に向けて、より効果の高い取り組みを見つけていくという姿勢が重要になってくると、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 私の方からは、臨時非常勤職員の待遇改善と雇用の安定という件についての御答弁をさせていただきたいと思っております。

今回の地方公務員法及び地方自治法の改正の趣旨、これにつきましては、大きく二つが挙げられるところがございます。

一つ目としましては、全国的に臨時非常勤職員が増加しておるところ、地方行政の重要な担い手となっていることから、適正な任用や勤務条件を確保すると、そういうことがまず1点目。

二つ目には、任用や服務規律等の整備を図り、特別職非常勤職員あるいは臨時的任用職員の任用要件の厳格化、これを行う中で会計年度任用職員制度への必要な移行を図るということになっておるところでございます。

宍粟市におきましても、これまでの臨時非常勤職員制度の運用を抜本的に見直す、その時期に来ておるところになっております。

御質問の会計年度任用職員の給与水準等のことでございます。

処遇改善と法改正の趣旨を逸脱しないことについてでございますが、募集、採用に当たっては、一昨日も御答弁しましたように、改正後の地方公務員法の平等取り扱いの原則、これを踏まえながら、均等な機会を与える必要があるということで、競争試験または選考ということで毎年任用をしていくこととなります。給与に関しても、職務給の原則、あるいは均衡の原則に基づき適切に支給していくことが求められておるということでございます。

法改正の趣旨をしっかりと認識しながら、「会計年度任用の職」の職務内容であったり、職責等を考慮しながら、国が示す会計年度任用職員の給与であったり、労働条件等を参考に引き続き制度設計を行ってまいりたいというふうに思っております。

具体的には9月議会を目指して職員組合等々の協議も進めていきたいなど、そんなふうに考えておるところであります。

さらに、最後に御質問のありました財源のことでございます。

今現在、国のほうからは交付税措置等の情報がまだ私どものほうには届いていないというところでございます。宍粟市だけがこういう需要があるということなしに、全国的にその財政に占める影響というのは大きいというふうに考えております。

今後、国の動きもにらみながら、あるいは市として動きをする場面がある場合には積極的にそのことも訴えていかないといけないというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、政策決定プロセスの公開ということで、特に庁議について、これは答弁、ゼロ回答だったなという印象を受けておりますが、自治基本条例のことについては市長も触れられ、市民が市政にしっかり参画と協働していく仕組みだというふうにおっしゃいましたが、そういう視点から言うと、市民が参画していく、市政に積極的にかかわってもらおうという意味では、情報公開というのは絶対不可欠なことだと私は思っております、議会もそういう立場でどんどん今後情報公開を進めようとしておるわけですね。その前段で一番肝心の執行機関がですよ、物事を決めていく重要な施策事業を決めていくところが、公開をしないということでは、これは本当に自治基本条例は絵に描いた餅になってしまうんじゃないんですか。その辺につい

ての認識をもう一度お伺いします。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 現段階で積極的な情報公開をしながら、市政あるいはいろいろな情報を市民と共有しながら、まちをつくると、こういうことについては非常に重要なことについては、先ほど申し上げたところであります。

したがって、今も積極的に情報公開しておるという状況であります。御質問の庁議、いわゆる政策会議、そのプロセスを情報公開するということではありますが、いろいろ御質問いただいてから、全国の一部しか私もしておりませんが、ある市を見ますと、例えばごみ焼却施設であるとか、あるいは小学校の跡地利用活用とか、場合によっては予算編成方針なんかもおしておるように見ております。ただ、その状況も見させていただいたんですが、なるほどそのことも十分私は市民の知る権利を保障するという観点では非常に重要な部分と、こう捉えておるんですが、ただ、ちょっとどう言ったらいいのか、その市にも問い合わせしたんですが、非常に職員にとっても膨大な事務量になるというようなことも聞いております。どれだけか具体的にはわかりませんが。ただ、そことの兼ね合いも私自身非常にある意味重要なところがあるのではないかなと、このように思っています。

したがって、現段階では非常に難しいと考えておるんですが、これから少し研究して、ひょっとしてこのこと、この部分はある意味公開しながらということも可能かもわかりませんので、今おっしゃったように、全てをとすることは私は職員の事務、あるいはいろんな面から考えて、非常に厳しいのではないかなと、こんなふうに現段階は認識しておると、こういう状況であります。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 私の言い方もちょっと不十分だったかも知れませんが、一番最初の1回目の質問のときに、ほかの自治体の例を紹介しましたが、いろんな公開のスタイルがございますので、どういう公開をしていくかというのは、それは今後の検討課題だというふうに思うんですよ。

しかし、言いましたですね、全面公開しているところ、あるいは庁議の記録を公開しているところ、あるいは会議日程を知らせて傍聴で公開しているところ、いろいろあるわけですよ。今はこのどれも宍粟市は行っていないわけですから、やはり一歩踏み出す必要があるのではないかという話なんですね。そういう意味では、今市長は何か一つ考えていくというお話だったと思うので、私はいきなり全面公開、全てを公開しなさいというふうなことを申し上げているわけではなくて、いろんな

方法・手段があろうというふうに思うんですよ。

なぜこういう問題を申し上げるかと言うと、宍粟市は今260億円、一般会計でそのぐらいの、もう少し少ないですけどね、当初は。でも最終的にはそのぐらいの予算を使ってやっているわけですよ。この間の臨時議会でありました土地の取得、こういうものも多くは市民から、今は議会は何しとったんだというお叱りを受けています。当然だと思います。全く執行部機関と我々だけで決めてしまった、市民不在だったというふうに私は反省をしておるわけですね。こういうことも、しっかり市民に公開をしていって、そして議論をお互いに戦わしてやっていくという、こういうプロセスが非常に大切だと私は思うんですよ。あとの結果云々を言っているわけではないんですね。そういうことを市民の方に知っていただいて、上意下達ではなくて、市民にどんどん参画をしていただくような市政づくり、そういうものが、ああ、宍粟市っていいまちだなということで、またここに住んでいただける方もふえてくるんじゃないかなというふうに、まちづくりの視点からも考えているわけです。

そういう意味で、いきなり全面ということは申し上げておりませんので、少しその辺は前向きに検討するという事をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私は、常々議会の議員の皆さんからも、当然市民の皆さんの多くのいろんな形の意見を聞いて、あるいは意見を求めて、こういう形で市政を運営をせよということは御指摘をいただいております、そのことを決して否定するものでも何でもないところであります。

ただ、申し上げたとおり、私自身も全面的にそういった政策過程そのものを仮に政策会議を全て公表するとなると、なかなかハードルが高いと、このように考えておりました。そういう意味で答弁とさせていただいたところであります。

しかし、先ほどおっしゃったように、例えば1月の臨時会の関係についても、私はもし間違っておったら後でいろいろ御意見をいただきたいと思うんですが、常々施策を推進するときに、一定の目標なり、一定の方向性は基本構想で定められて、それに基づいてまちづくりの具体を進めていくという中で、ある意味ではスピード感を持って対応しなさいということもあるわけでありまして。そういうことからすると、時代をいかに読み取りながら、素早く対応しなくてはならない部分もあると。こういう意味では、必ずしもあれはいいとは思ってないんですが、ああいう対応をしたということでもあります。

しかし、今おっしゃったように、これからはより複雑多岐、市民の皆さんにもど

らんどん情報提供、一緒になって物事を整理してまちを考えていく、議会の役割、あるいは市長の役割をお互いぶつかり合いながらまちをつくっていく、このことは何も否定するものでもありませんので、現段階では非常に難しい課題というふうには捉えておりますが、少し時間をいただいて、いついつまでにというわけにはなかなか今日の段階で言えませんが、可能な限り庁議、政策会議の中でどこまで市民に公開できるのか、先ほどおっしゃったように、例えば傍聴からいくのか、あるいはどこからいくのか、そういうことも含めてしばらく時間をいただいて、また機会あるときに、このことについては議会とも協議していきたいと、このように思っておりますので、今日の段階につきましては、私としては現段階では非常に難しいと。ただ、内部で職員とも、あるいは関係の職員と十分協議しながら、この問題に対応していく必要があると、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 市長の思ひはわかりました。この政策会議、最高意思決定機関、ここには全ての部長が参加をされております。これはやっぱりどんな事業でも、施策でもお互いの利害関係というのがありますから、それぞれの利害関係のところからの調整が図られるための会議だと思ひうんですね。そういう意味では、市民の利害に関してどういふことが話されているのかということはいしかり見せていかなあかんというふうに思ひわけです。それが政策決定だと。一番大事なところを見せないというのはい、それはいかがなものかというふうに思ひますので、職員の皆さんもぜひそういう市民の利益を代理するそれぞれのセクションで働いているんだという思ひを持って、最終的な利害調整の政策決定の場に臨んでいくと。それをどうぞ見てくださいうふうにい自信を持って仕事をしていただきたいなど、そういうふうに思ひます。

もう一つ、市長は常々本当に市内くまなく回っておられる。どんなところにも行っておられる。これは本当にすばらしいことだなど私も評価するんですが、であるならば、逆に公開をしないと疑われませんか。いろいろなことを市長は要望を聞かれるわけですよ。ということは、ガラス張りにしていくということが非常に大事だというふうに思ひているわけです。だから、なおさら福元市長の場合は、より積極的に情報公開されるべきだというふうに思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 何か褒めていただひておるんか、どうかちょっとわかりませ

んが、私は常々この政策会議のありようなんです、こんなふうに私自身は捉えております。

基本的には、この議会でいろいろ御議論いただいて、予算を決定していただいて、あるいは方向性も決めていただいて、それに基づくもので実行するとき、いよいよ具体が困ったなあとというときに、関係全部局寄って、この問題をどう処理していこうか、場合によっては方向修正していこうか、こういうことが政策会議の一つ。

それから、もう一つは、条例を改正する場合、当然議会の皆さんと切磋琢磨していくわけでありますが、それも基本的にはこれまで決めていただいた方向性に基づいて、議会で決定していただいたものに基づいて修正する場合、あるいは時代に即した場合、あるいは国や県の流れに応じた場合、そういった場合については、政策会議で議論をしていこうということでもあります。

したがって、決して独断でどうのこうのじゃなしに、基本的には議会で議論いただいた、あるいは決定いただいたことを中心にしながら政策を推進しておると、こういう柱の中で政策会議を持っておると、こういうことでもあります。

しかし、時にはそうばかりはいかない場合もありますので、今おっしゃったこと、あるいは市民の皆さんで、そうかと言って一朝有事すぐ変わることもありますので、そういった場合、すぐさま政策会議でどうしてもやむなく変更せないかと、こういう場合も当然あります。そういったことも踏まえて市の重要な政策については、市民と一緒に考えようということでもありますので、繰り返しになりますが、今日の段階では非常に難しいというふうには思っておりますけども、十分そのことを踏まえてしばらく時間をいただきたいと、このように思います。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 今日のところについては、そこでとどめたいと思いますが、非常にお互いにこの二元代表という形でそれぞれの市民から負託を受けた執行機関と私たち議会でございますから、そこはやっぱりチェック・アンド・バランスを働かさなければいけません。独断と先行があってはならないということが基本でございますので、そういう意味では私はまだまだ議会の審議の中でも情報が足りないというふうに捉えておりますので、やはりいろんな条例案の中身であっても、どんどん議論の過程を公開をしていただくということも非常に、議会のほうもしっかり審査する上においては必要かというふうに捉えておりますので、今後の市長の検討をぜひ前向きにさせていただくことを期待して、次の問題に移りたいと思います。

次は実践型の雇用創造事業の話ですが、先ほど市長からありましたように、国に

採択を受けた事業ということで、非常にいい事業が進んでいるように思うわけですが、これも情報公開が進んでいないという視点なんですね。幾つか指摘をさせていただきたいと思うんですが、この採択になったことを私たち全然知らなかったんです。厚生労働省がプレスリリースしているのは、平成30年の10月19日ですね。こちらの常任委員会に出たのは、平成31年の2月の常任委員会ですよ。4カ月以上もおくれてこういうことが報告をされるという、これ自体もちょっと僕はおかしいんじゃないかなと。宍粟市が国から事業を委託受けているわけですから、こういう事業を委員会、議会にも出さないというね、こういうことがあってはならないというふうに思います。

重要な事業とか計画については、議会の意見を反映する機会を設けるということも、この間お互いの約束事としてあるわけですね。そういうことも機会が設けられていないということも私は問題があるというふうに思います。

さらには、この雇用創生協議会の規約を見せてほしいということで、担当部のほうにも行きましたが、それは手に入らないというような話でございまして、本当にどういう事業なのか、全くえたいが知れないんですよ。ですから、そこの情報公開がないことも含めて、もう一度この事業について何を狙いにしているのか、しっかりここでおっしゃっていただきたいと思いますが。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） より具体的な事業でございまして、雇用創出といった観点から産業部の私が答えさせていただきます。

本事業につきましては、平成24年度より国のほうで実践型地域雇用創造事業として設立されたもので、先ほど議員がおっしゃったとおり、雇用の創造や地域の産業、経済の活性化につながると認められる事業、これらについてコンテスト形式で選考しまして、協議会に委託して実施するものでございます。

主な目的としましては、雇用機会が不足している地域における自発的な雇用創造事業、これらを支援するとされております。協議会の計画によりますと、雇用拡大メニューであったり、人材育成メニュー、それから就職の促進メニュー、雇用創出実践メニュー、これらをやられるわけなんですけど、主にミツマタの栽培であったり、雇用促進につながるセミナーの開催、研修会の実施、これらを計画されて実施されているものでございます。

市のほうには、今年の6月にそういった提案がございまして、一定の計画の内容を見させていただいて、市の施策とも合致する、こういったところで市長のほうは

会長のほうになっていただいで進めるとしたところでございます。

先ほどありましたように、国のほうの決定は10月の中旬に採択が行われまして、12月からの事業開始といったような形で実施されておりました。

また、委員会のほうへの説明についても2月のほうで行ったわけなんですけれど、これにつきましては事業の内容等がまだ具体的にお示しすることができない、こういったようなこともございまして、整理期間ということでおくれたことについては、申しわけなかったと考えております。

以上でございます。

○議長（実友 勉君） 大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） この事業が地域産業や経済の活性化に寄与するということが認められておるわけですね、国のほうから。それは市の創生総合戦略プランなんか合致していると思うんですよ。ということは、市全域が対象になった事業だと私は捉えているんですけども、どうも何か事業体が別にあって、市はそれを監視してるんだというふうにしか聞こえてこないんですけども、その関係はどうなっているのかなということなんです。もっと市が積極的にかかわって、全市展開で産業界も巻き込んだ事業展開というふうにならないと、その地域産業への波及効果といってもなかなかつなげていけないんじゃないでしょうか。その辺少し教えてください。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 協議会の目的とするところ、市が目的とするところも多分そこだと思えます。全体に広がって行って、どんどん循環がよくなっていったら、一番いいことですが、ただ、事業創設に当たってはいきなりそこまでは一足飛びにはいかない、こういったところがございまして、現在は構成団体の事業体が活動している。将来的にはそういう構成に入られる方もどんどんふやして行って、事業が活性化していったらいいのではないかなと考えております。

○議長（実友 勉君） 12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） ちょっとね、もうひとつすっきり落ちないんですけども、国に出している計画があるじゃないですか。地域雇用創造計画、これは市から出しているんでしょう。事業体がつくって出しているわけじゃないというふうに思えますね。こういう事業をやりたいというオファーはどっかから出ているんだろうと思いますけど、じゃあ、そのことを宍粟市域内で雇用創出、地域産業への波及効果を狙ってやりましょと、そういう構想は市が国に対して提案しているんでしょう。

だから、その構想案をつくるときに、なぜ委員会なり議会のほうにもきちっと報告があって、こういうことでこの事業を進めるんだということがされなかったんですかということをお尋ねしているんです。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 申請のほうは協議会のほうで申請しております。

○議長（実友 勉君） 大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） だから申請を協議会がする、市が採択を受けているんでしょう。行政責任があるわけでしょう。そこがちょっと不明確なんですよ。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 雇用創生協議会が採択を受けたと理解しております。

○議長（実友 勉君） 大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） その会長は誰ですか。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 市長でございます。

○議長（実友 勉君） 大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 市長であるということは、行政がかかわっているということやないんですか。そこに責任があるということやないんですか。だから、何か名義貸しをしているような印象しか受けないんですけども、それでいいんですか。

私ね、厚生労働省のこの事業に対するQ&Aをちょっと見たんですよ。そしたらね、これ正しいとは思いますが、この実践事業、いわゆるこの今やっている事業ですが、この実践事業、これの事業責任について協議会が解散した場合、どのような取り扱いになるんだろうかというQがあるんですね。問いがあるんです。これに対して、事業終了後に協議会が解散する場合は、一般的に会計法上必要な書類等を市町村で保管することになっていきますと。そして、事業終了後に何らかの問題が生じた場合、責任及び補償は市町村に帰属すると返されております。全部そういう会計上の問題も市町村に責任があるんです。この事業、3年間で1億7,200万円です、採択を受けているのは。これの事業費の管理、そういうものをしっかりやらなければいけないし、何か不正があれば、全部市町村が責任を負うんですよ。これ公金を使うんですよ。そういう構えでよろしいんですか。

○議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 厚生労働省のQ&Aについてはそういうことになっております。今回の採択を受けて事業実施を人材育成のメニューとか、いろいろメ

ニューを設けて実施をしていただいております。今回は協議会が実施をするというところで、そのチェック機能をしっかりとしないといけないというところで、私どもの職員をアドバイザーという、ちょっと言い方は少し変ですけども、そういう形で関与をするというところで、しっかりとした会計処理、そういったものをチェックをしていく体制を整えていこうということで、今実施をしております。

このことについては、1億7,000万円余りのお金が実施の実績に基づいて交付されると。今回、国の厚生労働省の関係で少しごたごたしている部分がございます、1回目の交付についてはおくれておるわけですが、その部分についてもしっかりと市がチェックをしていくという体制をとっておりますので、そのあたりの関与という部分については、しっかりと行っていきたいというふうに考えております。

○議長（実友 勉君） 大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） わかりました。じゃあ、しっかりやっていただきたいと思います。

私はしっかりチェックする意味でも、全員がこのことを知らないとだめやと思いますよ。この事業をどうこう否定しているわけじゃないんです。非常に将来宍粟市にとって夢がある、雇用が創出されるということは、非常にいいことだと思いますので、そのことが本当に実践されていくのかどうか。どのように展開されていくのかということは今後しっかり議会にも市民にも情報公開するということをお約束してください。

○議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 議会、委員会のほうに報告がおくれたことについては非常に申しわけないなというふうに、先ほど産業部長も申してましたし、私のほうもそのように考えております。

今後においては、定期的にその内容についても報告をしていかないといけないというふうに考えておりますので、そのあたりについてはまた担当委員会のほうにもお示しをさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（実友 勉君） 大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） それでは、次に移らせていただきます。

人口減少と地域経済の縮小をどう克服するかということでお尋ねをいたしまして、初日からこの問題についてはいろんな角度からいろんな同僚議員から指摘もされておりますし、提案もされているところがございますが、まず、私は冒頭の質問でも言いましたが、この人口減少と経済の縮小が非常に関係しているということで、昨

日も津田議員のほうから1%戦略の話が出ましたが、1%の所得を取り戻していくということが、1%の人口を取り戻していくということに直結はしないかもわかりませんが、そういう流れで間違いないだろうというふうに私は思っています。

この間、宍粟市はどうだったかということで、少し統計というものを重視して見ていただきたいと思うんですが、兵庫県の経済統計に市町内の総生産、いわゆる各市町のGDPが載っています。これは市内の居住者の生産活動によって新たに生産された付加価値額の問題ですね、この合計額です。

これを見ますと、宍粟市の平成29年度は1,107億円です。平成17年度、市町合併した年ですね、このときには1,317億円です。平成29年度と平成17年度だけを比較しますと84%に減少しています。12年間で市内の総生産額は210億円が減少していることとなります。年間平均17.5億円の付加価値が減少しております。これ、労働生産制で割り戻しますと、この17.5億円、付加価値が減少しているということは、237人の雇用が減っているということになる、雇用の場を失っているという計算になるんです。ですから、ここをどのように見ておられるのか。

ちなみに、相生は114.5%の上昇です。赤穂に至っては115.2%、たつのが99.4%ですね。この西播4市の中で宍粟市の減少が本当に顕著なんです。この減少の最大の要因、これをどのように捉えておられますか、お伺いたします。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） GDPにつきましては、地域の生産規模をあらわす指標だと理解しております。これが210億、10年間で合併以降減ってきたということは非常に大きな数値になっているなど、私も理解いたしております。これについては、大きな要因につきましては、やはり人口減少が進むことによって、やっぱり生産性が落ちて、当然生産力も落ちてきた、このように理解いたしております。

○議長（実友 勉君） 大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） その生産力が落ちている大きな原因に、これ循環調査、もう一回市長、じっくりあれを見ていただきたいと思います。産業連関、非常に参考になる資料なんですけども、市内の循環率で言うたら60%ぐらいですよ。これも悪いんですけど、どういう構造が見えるかということ、市外から物を購入する金額が非常に多いんですね。ということは、結局市外にお金が出ていっているということなんです。市外でも外貨を稼いで返ってきますけど、市内に居住しますが、しかし、その原材料とかいろんなもの、設備投資とかも含めて市外に流れていく金額のほうが大きいんですから、持ち出しが多くなっていると。市内にお金がたまってい

ないという、そういう構造をあらわしているわけですね。

この辺の構造を改革していかないとだめだと思うんです。今までも地産地消の話とか、いろいろやりましたけども、そういうことをもっと具体的にやっていただきたい。今までも市長、あらゆる施策の総動員ということをおっしゃるけど、あらゆるものということではなくて、これが市にとってプラスになるかどうかという、きちっと選択をしていかないと僕はいけないと見ているんですよ。

そういう意味で、この210億、今、平成29年度で1,107億円のGDP、これ1%取り戻すということは11億ですよ。11億を取り戻していけば、大体150人ぐらいの雇用の場が生まれるんですよ、計算したらね、労働生産性で割り戻したら。ですから、この11億をどう取り戻すかです。宍粟市の場合、強みの林業とかは何ぼか歩どまりがありますけど、総体的に外から買っているものが多いです。エネルギーなんかもほとんど外からの購入です。

ですから、ここはみんなから言われているように、再生可能エネルギー、特にバイオマス、この事業の展開ということが非常に重要になってくるだろうというふうに思いますし、それから、昨日も出ておりました地域外の人たちに姫路で買ってもらうのか、地場で買ってもらうのかという話がアンテナショップの話で議論されておりましたけども、これも外貨を稼ぐ意味では、姫路で売れてもいいわけですけども、もっといいのは地場で購入してもらうということだというふうに思います。地場で地元の人を買うんじゃないんですよ、外の人がこの宍粟市内でお金を落としてもらうという仕組みをつくるのが、より所得が高まるということだろうと思うので、そういう外貨の獲得の仕方、あるいは外にお金を流さないというようなこと、そして、市内の木材なんかにしても、付加価値をどんどん高めていくという取り組み、そのことによって外からのオファーがあると。

冒頭、飯田委員長が代表質問で港区との協定の話がございました。これは、港区も森林環境譲与税をもらうんですよ。あれ人口配分もしますからね。そしたら、森林がないところは、それを何に使うかと言うたら、どっかから木材を購入して、その木材を使うことによって森林育成に貢献するというような事業展開をやるわけですよ。ですから、せっかくそういう協定を結んでいるわけですから、もっと港区に宍粟の材を売り込んでいくようなグレードを上げていくということも付加価値を高めていくのに非常に大事なことです。そういうことによって、所得が上がっていくわけですね。そういう仕組みを私たちいろいろ提案をさせていただいておるわけです。ぜひ、この1%でもいいですから、取り戻していくという、そういう施策展開をお願い

いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 最初に、先ほど港区の話が出ましたんで、この前も答弁申し上げたとおり、森林環境譲与税は先ほどおっしゃったように人口、それからその上に事業体、あるいは林業事業者数、あるいは森林面積、人工林の面積、こういうことで積算、したがって、今、港区はまさしくそういう状況であります、人口は多いと、こういう状況でありますので、例えば宍粟の材を使って家を建てていただく、宍粟へまた還元する、それは森林環境譲与税の使い方の一つとして、これからあるので、そのアプローチはしていきますと、こういうことであります。

それから、もう一つは、かねてよりいろいろありましたとおり、外貨をいかにこっちへ稼ぐかということで、私はある意味の総動員するのは宍粟市をこれから盛り上げるために総動員せないかんのですが、そうかと言って、なかなかいかない、やっぱり森林ということテーマにしながら、それをどうやって循環していくかということで、ここ近年やっておりますが、もう御承知のとおり、今宍粟市の木材の県下の流通割合は54%超えました。ただ、宍粟材というブランドの認定が今のところ1カ所しかないということがあるので、製材業者も少ない中で。そのことについては今後しっかりしながら、宍粟材のブランドをさらに出して行って家を建てていく。あるいはそういったことが循環に戻っていきたくらうと、このように思っています。

もう一方、経済のことを言いますと、平成17年当時は、GDP換算で国民総生産で見ると1人250万円前後だったかと思うんですが、今220万円、先ほどの例で、国民総生産に置き替えると。それは、1%戻すと確かにそういう状況になるので、宍粟市としては、今申し上げたように、まず森林という形でいかに宍粟材を使っての一つのアプローチが非常に重要だと、このように考えております。

そこで、先ほど申し上げたとおり、人財力フル会議でいよいよ平成31年度からひよっとして委員会等に配っておるかもわかりませんが、四つの目標の中で、地域循環型経済の実現に向けた調査研究事業という、これを起こそうと。これは、商工会や西兵庫信用金庫、市と。その一つに、やっぱり資金の流出、経済の縮小傾向が浮き彫りになってるので、したがって、宍粟市の地域資源を活用して産業活性化は不可欠やと、当然のことやと。そこで、森林資源、あるいは再生可能エネルギー、あるいは農産物、それを使って地域資源の活用をすることによって、循環型をつくっていかうと、こういうことを平成31年度からやっていきたいと。

それは、木材もそうでありますが、農産物もそういう観点で、今後、域内での循環でもって経済を上げていくと、こういう方向は非常に重要だと思っておりますので、これをより強力に進めていきたいと、このように考えています。

○議長（実友 勉君） 大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 特に宍粟市の場合は、1次産業部門が強みだろうというふうに思います。それを単なる1次で終わらずに、2次、3次の掛け合わせで、いわゆる6次産業化ということも一つはビジネスモデルとしてやっぱり考えていく必要があるのではないかなというふうに考えております。

それから、もう一つ、地域循環のところで指摘されているところは、政府投資とか、いわゆる税金をたくさん宍粟市は投入しているんですが、その税金の投入額が市内にとどまっていないという現象があります。これは多分いろんな事業をコンサルなんかも含めて全部外からですから、持っていかれてしまっているんだろなというふうに思うんですね。だから、せっかく市民に投入している税金が市民に役立っていないということ、この辺も少し分析をしていただきたいというふうに思います。そういうことも含めて人口を取り戻すためには、所得を取り戻すのが大事だということを最後にもう一度私言いたいのでお願いします。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 基本的には市民の皆さんの所得を取り戻して、所得を上げることがそこに定着を図っていくと、こういう観点でありますので、その方向で強力に進める必要があると、このように思っていますので、今後ともよろしく願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） これで、12番、大畑利明議員の一般質問を終わります。

続いて、榎橋美恵子議員の一般質問を行います。

14番、榎橋美恵子議員。

○14番（榎橋美恵子君） 14番、榎橋でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。私で最終となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今回は3点、質問させていただきます。

まずは、食品ロス削減の取り組みについてでございます。

国は、国連の持続可能な開発目標、SDGsに沿って家庭での食品ロスを2030年度までに半減させることを目指しております。

2018年11月の広報しそうには、食べきり運動協力店の募集が掲載されておりました。

た。これを拝見いたしましたとき、市全体としてしっかり取り組まなければならないと思い、今回の質問といたしました。

事務所から排出される食べ残しなどによる生ごみの削減を推進するため、食べ残しの削減に取り組む飲食店や宿泊施設を募集するものでございますが、市を挙げて取り組むためには、市民の皆様への普及啓発が不可欠でございます。

そこで、お伺いをいたします。

募集があったのは、何店舗ですか。

また、店舗数、生ごみをどのくらい削減するかの目標はどののでしょうか。

店舗の協力にあわせて家庭での食品ロス削減の取り組みはどのようにされようかとされているのか、お伺いをいたします。

続きまして、マイ・エンディングノートの配布をということでございます。

今、終活という言葉をよく耳にいたします。人生の最終章に身の回り、持ち物などをすっきりさせておきたいとの行動が今行われております。それに加えまして、自身の気持ちや考えを整理しまして、それを残していく、家族や大切な人にその思いを伝えていく、マイ・エンディングノートというものがありますが、これがちゃんと書き残してあれば、助かったのという声をよく聞きます。それに応えるためには、終活支援事業といたしまして、マイ・エンディングノートを作成し、配布してはどうでしょうか。

そして、3点目でございます。

教育現場でのがん教育の実施をということでございます。

以前、教育長にお伺いしたことがございました。日本での死因の1位はがんでございます。誰もがこのがん細胞は持っていますので、子どものころからがんに対しては学んでいく、日々の生活の中で気をつけていく、これはとても大事なことでないでしょうか。大切な命をしっかり教えていく義務があるのではありませんか。

県とも連携をとりながら、講師の医師を依頼する、また、体験者から聞く生の声、文部科学省も学校現場でのがん教育を訴えています。県のほうで、1月神戸でがん教育研修会が開催され、宍粟市の教育委員会も参加されたと伺っています。そのときの話もお聞かせいただき、ぜひ御検討をと申し上げまして、1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（実友 勉君） 榎橋美恵子議員の一般質問に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） 榎橋議員の御質問、大きく3点いただいておりますが、私の

ほうからはマイ・エンディングノートの関係について御答弁申し上げ、あと具体的な取り組みについてはそれぞれ関係部のほうから御答弁申し上げたいと、このように思いますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

「終活」という言葉につきましては、特に世間一般に広く知られるようになってまいりました。近年こういう終活ということでテレビやいろんな新聞報道や、いろんな形で出ておるということであります。私自身もかつてそのような言葉も知らなかったんですが、そういうことをテレビなんかで見ると、だんだんそういうことも非常に大事なのかなあと、こういうふうには考えつつあります。

一人一人が自らの人生をどう生きるか、そしてどのように締めくくるか、あるいは、そのためにどう整理するかということとはとても大事なことでおもうと思います。

同時に、終活と言いながら、締めくくりより、今生きていること、そのものもどう生きるかと、こういう意味合いもあるというふうに、ある識者も言っておられました。同時に、家族のありようであったり、あるいはそういったこともの中で考えていくということもお話としてあったんで、まさしくそういうことは非常に重要なことだと、このように考えております。

そういう中で、マイ・エンディングノート、このことについては、病気や事故等による人生の最期に備えてと、こういうことでありますが、自身の気持ちや財産に関することを残された家族に伝える方法の一つとして、ある意味意義あると、このようにおもうと思います。

現に、そういったことがないために、いろいろ御苦勞なさっていらっしゃる方も聞いておりますし、それがあったことによってスムーズにいったということも現にあるということもお聞きしております。

しかし、人生の最後に向かって生き方をどのように整理するかということについては、人それぞれさまざまな思いがあるというふうにおもうと思います。当然個人の考えだったり、個人の意思によってそのことは行われるべきだと、このように考えておるところであります。

現在、社会福祉協議会あるいは消費者協会ですういった終活を含めたエンディングノートのいろんなことについてもいろいろ会議や講演をしていただいております。むしろそういった民間でいろいろなされておるという状況も現に起きておると、こういうことであります。

したがいまして、この意義あるということについては十分理解はできるところで

ありますが、そのことを行政が作成して配布する、こういうことについては現段階では行政がそのことの任を負うというものではないと、このように考えておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（実友 勉君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 私の方からは、がん教育についての御質問にお答えしたいと思います。

小学校及び中学校の学習指導要領では、「健康な生活と疾病の予防」ということで、これを学習目標にしまして、生活習慣病の予防やがんの予防について取り扱うこととなっております。

学校での具体の取り組みを紹介申し上げますと、がんの要因やがんの予防として生活習慣病の予防と同様に、適切な生活習慣を身につけることが有効であることが理解できるように学習を進めております。生活習慣との関係が強い、がん、心臓病、脳卒中が国内の死亡原因の上位を占めていること、また、喫煙と健康の関係性から、喫煙の習慣化により、有害物質が体にくり返し作用するため、喉頭がんや肺がんなどの呼吸器の病気を引き起こしやすくなるということについても学習を進めているところであります。

さらに、先ほど議員のおっしゃられましたように、この1月に文部科学省や県教育委員会が主催するがん教育に関する研修会にも参加しまして、がんやがん患者についての正しい理解と認識、また、がん予防や早期発見の重要性など、自他の健康と命の大切さに対する理解を深めるがん教育の推進についても学んだところであります。

あわせて、議員御提案の医師や研究者などの専門家、また、がん等の闘病経験のある方を招いた研修会の実施については、今後研究していきたいと、このように思っております。

今後におきましても学校におけるがん教育の考え方や進め方につきましては、各学校と連携し、また、教職員の指導力の向上とともに、学校での健康教育の一層の充実を図っていかねばいけないと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（実友 勉君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 私の方からは、食品ロス削減の取り組みについての御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、1点目の食べきり運動協力店の募集についてでございますが、宍粟市内の食

べきり運動協力店につきましては、現在6店舗が登録されておられます。生ごみの削減を推進していく上でも、引き続きホームページや市広報等で趣旨の周知を含め協力店の募集について、商工会等の協力を得ながら、食べきり運動協力店をふやしていきたいというふうに考えております。

次に、2点目の食べきり運動協力店舗数並びに生ごみをどのくらい削減するのかの目標についてでございますが、現状としまして店舗ごとに廃棄物処理をされており、どれくらいのごみが発生しているかは不明でございますので、削減する目標の設定についてはできていませんが、食べきり運動協力店をふやすことで、食べきりや余った料理の持ち帰りなどの周知を図り、食品ロスの削減につなげていきたいというふうに考えております。

次に、3点目の家庭内での食品ロス削減の取り組みについてでございますが、無駄な食品の消費は、廃棄物の増加にもつながり、また、健康や経済面においても好ましいことではございませんので、宍粟市消費者協会との連携などによりまして、食品ロスについて市民に向けてPRし、削減に取り組みたいと考えております。

以上でございます。

○議長（実友 勉君） 14番、榎橋美恵子議員。

○14番（榎橋美恵子君） それでは、再質問させていただきます。順を追って再質問いたします。

最初の食品ロスの件でございますけれども、応募されて今で4カ月で6店舗ということですよ。市内のお店、たくさんの方に協力していただかなければ、何も意味はありません。ですから、市としてこれを打ち出したからには、どうしていくのかと、どのくらいごみがあって、店舗また家庭からどれだけのごみを削減していきたいのかという、まず目標がなかったらだめだと思うんですね。

今、私が最初に申し上げましたように、国は国連の持続可能な開発目標といたしまして、もう2030年、11年後ですね、家庭からのごみのことにはなっているんですけども、半減させると、そういう目標でいこうと、そういう目標を立てているわけです。であるならば、市はじゃあどうしたらいいのか。私、この広報しそうを見ましたときに、すごいことを考えてくださっているんだと、本当にうれしく思いまして、今回この質問をさせていただいて、どういうふうな目標を持ってどういうふうに市がこれから進んでいけば、ごみが削減し、本当にいい宍粟になっていくのだろうかということを思いまして、させていただきましたので、店舗は今6店舗ですけども、そのほかの皆様にも、じゃあ、どうやってこれをたくさんの方に協力してい

ですけど、こういうような登録証でありますとか、それからその店内のほうに掲示していただけるパンフレット等について、登録協力店につきまして交付をさせていただいておる状況でございます。

あわせて、今年度、市のほうで第2次食育推進計画というのを策定をさせていただきました。目標としましては、環境に配慮した食育の推進を今回新しく掲げまして、市民の行動でありますとか、地域の協力及び市の取り組みについて整理をさせていただきまして、食べ物の買い過ぎ、つくり過ぎ及び食べ残しの削減を図る取り組みを市民や関係団体の協力をいただきながら、推進をすることにしております。

市の取り組みの内容につきましては、食品ロスの削減のポスターやチラシでの啓発、学校園における食べ物を残さない啓発及び食べきり運動の普及などを実施していくとともに、消費者協会等々の連携をして食品ロスについて推進を図っていきたいというように考えております。

○議長（実友 勉君） 榎橋美恵子議員。

○14番（榎橋美恵子君） ありがとうございます。先ほど学校教育でもしっかり子どもたちに啓発をしていきたいというふうなことをおっしゃいましたけども、じゃあ、これはどういうふうに具体的にされるつもりですか。

○議長（実友 勉君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 特に具体的にというところはございませんけども、先ほど言いましたように、消費者協会、それから消費生活支援センターですかね、そういうところにも協力を求めながら推進を図りたいなというふうには考えていきたいというふうに思っております。

○議長（実友 勉君） 榎橋美恵子議員。

○14番（榎橋美恵子君） 食品ロス削減の啓発するイベントも今全国的にいろいろ行われております。もったいないマーケットを開催するところもあります。割れてしまったお店でつくったクッキーだったり、いろんなものがあると思うんですけども、それをお店に出せないものがあると思うんですね。そういうものもしっかり安全なものでありますし、壊れているだけでございますので、それを安く販売をしてくださったりするところもあったりしまして、本当にロスのないように考えているんですね。賞味期限が近くなったパンだとか、そういうものもしっかり販売会に出して、皆様が喜んでいただくようなそういうイベントも行っております。

また、学校でもそうなんですけども、料理をしたりするときがあるじゃないですか。そのときに、ごみをできるだけ出さない料理法などを学ぶことを教えたり、で

すから、本当に捨てちゃうことはいっぱいあると思うんですけども、でも、ここにはしっかり栄養があるんだということも教えながら、こういう料理法をすると、おいしくて、食べられるんだということも教えていくことも大事なかと。これは子どもだけとは限りませんので、市内でいろんなイベントがあるときに、こういうものは捨てちゃうけども、これが実はすごく栄養があるんだと。ほとんどのものが皮をむく、その皮と実の間に栄養がたっぷりあるんですね。ほとんど捨ててしまうわけですけども、そういうものを利用しながら、体によくて、栄養があって、ごみにならない。そういうことも考えながら、いろんなところでイベントをするということもできるんじゃないかと思うんですね。そういうことはいかがでしょうか。

○議長（実友 勉君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 食品の大切さというのも非常にいろんな面で効果があるということも存じ上げておるわけでございますけども、先ほど議員言われましたように、各種イベント等での啓発というのも今後検討していかないといけないというふうに思っております。

消費者協会のほうの取り組みの中でも、暮らしの生活展におきまして、フードドライブ活動というもの、この実施をこの1月にしていただいたような状況でございます。市の社会福祉協議会の食のセーフティーネット事業を通じて食品を必要とされる方に配布させていただいたというようなこともお聞きしておりますので、そういういろんなイベント等での消費者協会でありますとか、消費生活センターの協力をいただきながら、事業を展開していければなというふうに考えております。

○議長（実友 勉君） 榎橋美恵子議員。

○14番（榎橋美恵子君） じゃあ、それにあわせてフードバンクというのがありますよね。これって今、社会福祉協議会のほうで行っていただいておりますね、いろんな講演会があったり、何かイベントがあるときにチラシが出てまいります。その中には未利用商品がもしありましたら、こちらのほうに持ってきていただけますかと、必要とされる方がいらっしゃるわけですし、そういう方に差し上げたり、また福祉施設のほうに届けたり、そういうふうなこともしていただいておりますので、本当に無駄にならないように、ごみをふやさないように、また、みんなが喜んでいただける、そういうことをしっかりとやっていけたらいいなと思っております。

また、あるところでは、この家庭から出る食品ロスを減らすために、市民にしっかり啓発をするのに、食品ロス削減キャンペーンというのもやっております、家庭での取り組みをアイデアを募集するわけですよ。その中で、本当にこれはすぐれ

ているなど、これを皆さんにまた教えていきたいなというものが料理方法であったり、ごみを削減するのに私はこういうふう頑張っているよという、そういうものを募集するわけですね。本当にいいなという提案をいただいた方には、何か市内で使っていただける商品券をお渡しするとか、そういうようなことにも取り組んでいってほしいところもありまして、ですから、これをしたよということで、何も手をこまねることなく、してくださればいいなというんじゃないかって、本当にどれだけ市民の皆様が、ああ、こういうことをしていったらいいなという、普及と啓発、これをどれだけ一生懸命やるかで決まってくると思うんですよ。それが市民の一人一人にどれだけ伝わっていくかというのが、減らしていくためのものだと思うんですね。

ですから、昨年、ごみの収集のあのコンテナのときにしっかりごみを分別しましょうというのをずっと自治会を回っていただきました。ですから何かあるごとに、これをしっかり市民の皆様に伝えていく、本当に協力していただくという、その運動がやっぱり必要じゃないかと思えますけれども、もう一度お考えをお聞かせください。

○議長（実友 勉君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） ありがとうございます。市民の啓発をどれだけやるのか、市民に伝わるような啓発も考えていかないといけないというようなことの御提案をいただいたかなというように思っております。

分別収集につきましても、いろんな面で啓発もさせていただいております。そんないろんな啓発の中で、市民運動につながる部分ができないかなというふうに考えております。

○議長（実友 勉君） 榎橋美恵子議員。

○14番（榎橋美恵子君） 日本人が以前持っておりました、もったいないの精神、そして、またお裾分けの心がしっかりと伝わっていく、そんなまちでありたいなと思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、エンディングノートの件でございますけれども、市長のほうから、それぞれ消費者協会とかいろんなところで頑張ってくださいですのでということで講演もありましたし、行政のほうではちょっとねというお言葉もありましたが、神奈川県鎌倉市では、高齢者いきいき課というのがありまして、昨年、この終活支援事業といたしまして、このマイ・エンディングノートを作成をいたしました。思い出であったり、経歴、病気の告知や延命治療をどうするのか、葬儀はどうして

ほしい、遺言書などを書けるチェックシート方式でつくっていらっしゃるしまして、高齢者をこれは中心に配布をされておりますが、希望者があれば、またいただけるようなことになっているそうでございます。

また、埼玉県の新川町では総合政策課というのがございまして、またエンディングノートは別につくると大変なので、広報紙に掲載をいたしましたという町がございました。終活、大切な方へのラブレターということで特集を組んでいらっしゃいました。地元の終活カウンセラーと葬祭ディレクターが監修をしたそうでございますけれども、本当にこれがあつたらいいなというものがやっぱりあるわけですよ。亡くなるというのは、順番でもございせんし、特に今高齢な方でも元気な方がいらっしゃるって、もっともっと大丈夫だなと思っても、いきなりあつという間にということもあつたりします、若い人が病気また事故、思いがけない別れというのがありましてね、なかったら本当に困って、先ほど市長がおっしゃってましたように、あつたらよかったのになという、あつてよかったという人もいらっしゃるわけですよ、ちゃんと残してくれたと。

だから、本当にそういうことがないように、本当に亡くなられた方の後の方がこれからの生きていくために、これはとても必要なことだなと思いましたので、紹介をさせていただきました。行政では無理だなと思っていらっしゃるかもわかりませんが、こういう市もあります。町もあります。ですから、本当に市民のことを考え、これから本当に楽しく生きていただくためには、必要ではないかと思いましたので提案をさせていただきました。

続きまして、がん教育なんですけどね、先ほど教育長のほうから、いろいろ学校でもしていますよと。私が先ほど申しましたように、県で1月に、教育委員会の担当者呼びまして、がん教育研修会を開催をしていただいたと伺いました。そのときの様子、模様ですね、文部科学省から大学の先生を呼びまして、また奈良県での実施も紹介されたとお聞きをしておりますが、それはどうだったんでしょうか。

○議長（実友 勉君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 私は参加していないんですが、担当は参加しております。どうだったかということについて、私まだ報告を受けてないので、委員会のほうでその内容について報告をさせていただきます。ただ、その趣旨というのは、先ほど言いましたように、がん予防や早期発見につながる行動のこと、さらにもともに生きる社会づくりに寄与する、そういう資質や能力を育成すると、そういうことが目標であり、それにあわせて教職員の指導力の向上、また学校での健康教育を一層図る

ためにということを目的としてやっているというのは、その趣旨であったというふうに思っております。具体的なことにつきましては、また後ほど報告させていただくということをお願いします。

○議長（実友 勉君） 榎橋美恵子議員。

○14番（榎橋美恵子君） ちょっと報告が遅いんじゃないんでしょうかね。1月21日に神戸で聞いていらっしゃるわけですよ、教育委員会の人。文部科学省がこういうふうに先生を呼んで、また奈良県でもこういうふうにしてますよという研修会があったにもかかわらず、まだ報告がないというのは、どういうことなんですか。

○議長（実友 勉君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 抜かっていたということで申しわけなかったと思います。

○議長（実友 勉君） 榎橋美恵子議員。

○14番（榎橋美恵子君） もう少し真剣に、がん教育というのは私もずっと言っておりますし、がんで亡くなられた方も最近よく私も知っておりますし、本当に家族がそういうふうになると、子どもさんも大変でしょうし、家族全体もそうなんです。ですから、勉強したから絶対ならないというものでもないわけですが、やっぱり知っておくということは、とっても大切でありまして、子どもからお父さん、お母さんに受けてねと、あるところでは子どもがそのがん教育を学校で受けて、本当にいい話だったと、今は元気だけでも、子どもが親に、私が大切なら検診を受けてねというふうに今日帰ったら言うわねっていう子どもさんがいらっしゃったりして。

だから、今、検診率も50%に満たないわけですよ、宍粟市もね。ですから、これをみんなが検診を受けて、元気で楽しく生きていく、そういうやっぱりまちにしていかなきゃいけない。また、人口もだんだん減ってまいります。元気でみんなが生きていくためには、やっぱりこのがん教育も大切かなと思っておりますので、もう一度教育委員会の誰が行かれたかわかりませんが、本当にすごい話があったと思うんですよ。そういうふうに県が市のまた町の教育委員会を呼んでしようという研修会でありましたのでね。

私は、今日どんな話が聞けるのかなと思って楽しみにしておりましたけれども、次の委員会に出てくるであろうと思いますけども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

県の方に聞きましたら、県の教育委員会に体育保健課というのがありまして、こ

こでがん教育のことをしっかり推進しているわけですがけれども、誰でも簡単にがん専門の医師を呼んで話すわけにはいかない。やはり教育なので、子どもたちの気持ちを大事にしないといけないので、もし学校でがん教育をするにしても、その中に家族にがん患者がいたら、その子どもの心はどうなっちゃうんだろうかということがありますので、そういうところもしっかりと家族にがん患者がいないとももしっかり把握をしながら、やっぱりこれもしていけないといけないということも県のほうで聞きましたら、そういう言葉が返ってまいりました。

ですから、がん教育を推進していきたい、教育委員会で頑張っていきたい、じゃあ、教育委員会で市の医師会に頼んで実施することも可能ではありますが、もしこのがん教育を学校でするのであれば、県のちゃんとしたところの体育保健課にしっかり問い合わせをしてくださいということもお聞きしております。ですから、真剣にもうちょっと頑張っていたいただきたいと思うわけでございますけれども、教育部の部長さんにお伺いいたします。

○議長（実友 勉君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 指名を断ってすみません。先ほどおっしゃいましたように、いわゆる小児がんの子どももいる可能性がありますし、身内をがんで亡くされたとか、また、治療中であるとか、今議員のおっしゃられたとおり、そういうこともあると思いますので、十分子どもの心を配慮しながら取り組むということは非常に大事であると思います。その上で今おっしゃったような体育保健課のほうに連絡して講師を呼ぶということも十分考えられるというふうに思っております。

ただ、私が考えているのは、がん教育に特化するということも非常に大事なんですけども、生活習慣が生活習慣病となって、そしてその生活習慣病と非常に関係が強くて、いわゆる死亡原因の上位でありますがんであるとか、心臓病であるとか、それから脳卒中ですか、そういうものが起こるといふふうに言われておりますし、私もそう思います。そういう意味では、生活習慣、いわゆる食習慣であるとか、運動習慣、それから睡眠、それからストレス、それから喫煙とか、飲酒、これの取り過ぎであるとか、不足であるとか、そういうことが生活習慣病につながると、私はこう思います。

そういうふうに考えますと、健康を維持するためには正しい生活習慣を身につけるといふことが大事であり、学校におきます子どもたちの生活習慣を守ると、そういう意味では日ごろから早寝、早起き、朝御飯と、こういうふうなきちとした生活、さらには運動をする、運動不足にならないとか、睡眠不足にならないという日

ごろからの取り組みが、つまり大きい目で見ると、がん教育につながっているというふうにも私は思います。ですから、特化することも大事ですけども、日ごろから子どもたちにその早寝、早起き、朝御飯というような習慣をきちっと身につけさせる。そういうことは今現在、幼稚園、保育園、小、中、全部で取り組んでおりますので、そのことも大きな目で見ていただいたら、がん教育の一環であるというふうに理解もしていただけたら、ありがたいなというふうに思います。

以上です。

○議長（実友 勉君） 榎橋美恵子議員。

○14番（榎橋美恵子君） そうですね、学校でしっかり正しい生活を教えていただいて、本当に学校が楽しいという、そういうことも教えていただいて、昨日ははじめのこともありましたけれども、本当に学校が楽しいなど、本当に素晴らしいとこだなという、友達もたくさんでできたしという、そういう毎日が楽しい学校生活であるならば、ストレスもたまりませんし、いい学校になっていきますし、いろんなことを今教育長もおっしゃってくださいました。たくさん素晴らしいことをしっかりと子どもに伝えていただくことをお願いをいたしまして、質問を終わります。

○議長（実友 勉君） これで、14番、榎橋美恵子議員の一般質問を終わります。

以上で、一般質問は終わりました。

ここで、午前11時15分まで休憩をいたします。

午前11時01分休憩

午前11時15分再開

○議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第2 第7号議案

○議長（実友 勉君） 日程第2、第7号議案、宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例の制定についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものがあります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

○総務経済常任委員長（飯田吉則君） 平成31年2月25日に審査付託のありました、第7号議案、宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例の制定については、3月1日に第25回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第

111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

第7号議案は、第2次宍粟市総合計画後期基本計画及び第2次宍粟市地域創生総合戦略について、目指すべき方向性を同一的な視点を持って議論を深めるという意味から組織を一体化するため、宍粟市総合計画審議会条例及び宍粟市地域創生戦略委員会条例を廃止し、新たに宍粟市総合計画及び地域創生戦略委員会条例を制定しようとするものです。

審査の過程で委員から、地域創生総合戦略委員会の意義をどのように踏襲するののかとの質疑があり、当局からは、これまで両委員会に重複して参加いただいている委員もある。各種団体からの推薦、また公募による委員も含め、産官学金労言の有識者とともに幅広い意見をいただけるものと考えているとの回答がありました。

自由討議を通して、委員会としては、若者や女性を含め幅広い意見を反映できるよう委員の選定やアンケート調査に努められたいとの意見になりました。

審査の結果、第7号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第7号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第7号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第8号議案

○議長(実友 勉君) 日程第3、第8号議案、ふるさと宍粟寄附金条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものがあります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

○総務経済常任委員長(飯田吉則君) 平成31年2月25日に審査付託のありました、第8号議案、ふるさと宍粟寄附金条例の一部改正については、3月1日に第25回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

今回の改正内容といたしましては、地域づくり及び地域コミュニティの醸成に関する事業のガバメントクラウドファンディングとして、また、防災対策・安全対策の事業に、ふるさと納税による寄附金を活用できるように、寄附金の使途を追加しようとするものです。

審査の結果、第8号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長(実友 勉君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第8号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第8号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第9号議案

○議長（実友 勉君） 日程第4、第9号議案、宍粟市診療所使用料及び手数料条例及び公立宍粟総合病院使用料及び手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものがあります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

○文教民生常任委員長（榎橋美恵子君） 平成31年2月25日に審査付託のありました、第9号議案、宍粟市診療所使用料及び手数料条例及び公立宍粟総合病院使用料及び手数料条例の一部改正について、2月28日に第21回文教民生常任委員会を招集して、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第9号議案の主な内容は、本年10月から消費税が10%に引き上げられることに伴い、宍粟総合病院及び波賀・千種診療所における課税対象となる使用料及び手数料の額を見直すための条例を改正するものです。

委員からは、出産に係る入院費用等は非課税であるため、そのことを明記する必要がある。また、市の表示は税込み表示であるため、括弧書きで税抜き料金を明記するなど市民にわかりやすく表示するようとの意見がありました。

また、外来者用駐車料金はどうなるのかとの問いに対しましては、長く診察待ちをしていただくこともあることから値上げは見送ったとのことでありました。他市では、お見舞いで来院した人と外来診療で来院した人を区別するシステムを利用しているところもあります。検討する必要もあるのではないかと問いに対し、精査していきたいとの回答がありました。

慎重に審査いたしました結果、第9号議案は賛成多数で可決すべきものと決しま

した。

以上です。

○議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） 日本共産党の山下です。第9号議案、宍粟市診療所使用料及び手数料条例及び公立宍粟総合病院使用料及び手数料条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この議案は、10月から消費税率が8%から10%に2%引き上げられることに伴い、宍粟市診療所と公立宍粟総合病院の使用料及び手数料を引き上げるものです。現在でも医療費の負担は大きく、使用料及び手数料が引き上げられたら、ますます命と健康が守れなくなります。前回2014年の4月に消費税率が8%に引き上げられたとき、自治体によっては、消費税アップ分の使用料等の引き下げを行い、市民負担の増加を防いでおり、このような施策を検討すべきです。

また、消費税の増税はこれまでも2回時期の延期が行われています。現状でも市民の多くは消費税の増税に賛成をしていません。10月から施行される予定の条例の一部改正を今行う必要はないと考えます。

以上のような理由から、この条例の一部改正には賛成はできません。

○議長（実友 勉君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番、浅田雅昭議員。

○8番（浅田雅昭君） 8番、浅田です。第9号議案、宍粟市診療所使用料及び手数料条例及び公立宍粟総合病院使用料及び手数料条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

今回の条例一部改正は、本年10月に消費税率が8%から10%に引き上げられることに伴う改正であります。

この引き上げについて、市民の意見を聞くべきという意見もございましたが、この本年10月に消費税率を8%から10%に引き上げることは、法律で規定されていることであり、法律規定である10%に引き上げることの是非について、市民の意見を聞く事案ではありません。

また、使用料・手数料を引き下げるべきであるという意見に対しては、仮に引き下げた場合、その減収分は誰が補填するのかという問題があります。結果的には、税で負担することとなり、負担の公平性に欠けます。使用料・手数料はそのサービスの提供を受けた者が負担するものであります。

以上の点を申し述べ、賛成討論といたします。議員の御賛同を賜りますようお願いをいたします。

○議長（実友 勉君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第9号議案は起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第9号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（実友 勉君） 起立多数であります。

第9号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第10号議案

○議長（実友 勉君） 日程第5、第10号議案、宍粟市特別職報酬等審議会条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

○総務経済常任委員長（飯田吉則君） 平成31年2月25日に審査付託のありました、第10号議案、宍粟市特別職報酬等審議会条例の一部改正については、3月1日に第25回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

現状、特別職報酬等審議会は、市の行革大綱等に基づき、2年に一度開催しているところですが、本年度開催しました審議会からの意見を踏まえ、来年度以降につ

きましては、人事院勧告などの状況によって、毎年審議会を開催する見込みがあることから、委員の任期を2年に改正し、速やかに審議が行えるよう整備するものです。あわせて、文言の整理、所掌事項の整理についても行うものです。

審査の結果、第10号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第10号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第10号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第11号議案

○議長（実友 勉君） 日程第6、第11号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

○総務経済常任委員長（飯田吉則君） 平成31年2月25日に審査付託のありました、第11号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正については、3月1日に第25回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

今回の改正は、働き方改革関連法の施行に伴い、人事院規則において、国家公務員の時間外勤務命令の上限時間等に関する改正がされることを受け、当市におきましても、地方公務員法第24条第4項における均衡の原則により、同様の措置がとれるよう所要の改正を行うものです。

具体的な内容につきましては、規則に委任する形となりますが、時間外勤務に上限時間を設けること、大規模な災害など緊急性の高い業務に従事する場合は上限時間に特例を設定できることなどを規定するものです。

審査の中で、長時間労働縮減措置については、管理・監督職による管理徹底や業務量の削減・効率化など改定人事院規則に従い進める。また、健康確保措置としては、宍粟総合病院以外に、市の医師会にも産業医として受けていただけるようお願いしており、今後は、月100時間を超えた職員などについては、本人からの申し入れがなくても、面接指導を徹底していきたいとの説明がありました。

審査の結果、第11号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、報告申し上げます。

○議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第11号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第11号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第12号議案

○議長(実友 勉君) 日程第7、第12号議案、宍粟市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

○総務経済常任委員長(飯田吉則君) 平成31年2月25日に審査付託のありました、第12号議案、宍粟市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正については、3月1日に第25回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

今回の改正内容としましては、学校教育法の一部改正に伴い、引用部分の条項ずれに対応するため、所要の改正を行うものです。

審査の結果、第12号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長(実友 勉君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第12号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第12号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第13号議案

○議長(実友 勉君) 日程第8、第13号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

○総務経済常任委員長(飯田吉則君) 平成31年2月25日に審査付託のありました、第13号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、3月1日に第25回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

本議案は、平成26年5月14日公布の地方公務員法の改正に基づき、職務給原則を徹底するため当条例で定めております「等級別基準職務表」につきまして、本年4月より公立認定こども園を開設することから、基準となる職務の対象となる職名の整理を行うため、所要の改正を行うものです。

審査の結果、第13号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長(実友 勉君) 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第13号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第13号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第14号議案

○議長(実友 勉君) 日程第9、第14号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例等の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものがあります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

○文教民生常任委員長(榎橋美恵子君) 平成31年2月25日に審査付託のありました、第14号議案、宍粟市少子化対策事業助成条例等の一部改正については、2月28日に第21回文教民生常任委員会を招集して、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第14号議案の主な内容は、乳幼児等医療費助成について、現行の15歳までの医療費無料の助成を18歳まで拡充すること、また、重度障害者医療費助成及び母子家庭等医療費助成の対象者のうち18歳までの対象者について、乳幼児等医療費助成と同様に一部負担金に相当する額を全額助成するために条例の一部を改正しようとする

ものです。

委員からは、学校での部活等によるけがなどの場合の医療費はどうなるのかとの質問には、学校ではスポーツ安全保険に加入しており、そこは福祉医療とは区別されているとのことでした。

また、対象者の要件で「市内に住所を有するもの」とあることから、学生で一時的に住所を移動される場合はどうかとの問いに対し、住所を移動されれば対象外となるため、その場合は十分な説明をするとの回答であります。

慎重に審査しました結果、第14号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。以上、報告いたします。

○議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第14号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第14号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 第15号議案

○議長（実友 勉君） 日程第10、第15号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたもの
あります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

- 文教民生常任委員長（榎橋美恵子君） 平成31年2月25日に審査付託のありました、
第15号議案、宍粟市国民健康保険税条例の一部改正については、2月28日に第21回
文教民生常任委員会を招集して、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定
により報告をいたします。

第15号議案の主な内容は、国民健康保険税の算定方式を平成30年度から段階的に
4方式から3方式へ移行することに取り組んでおり、今回の改正は、資産割の税率
をおおむね2分の1とし、均等割・平等割は据え置きとし、所得割で調整しようと
するものです。

説明の中で、均等割の見直しについては、将来、統一した場合、県の数値に近づ
けていくとのことでありました。

また、今回の改正により、世帯の総所得が200万円未満の世帯、4,083世帯が減額
となり、200万以上の世帯、1,163世帯が増額となるとのことでありました。

慎重に審査しました結果、第15号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。
以上、報告いたします。

- 議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終
了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第15号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第15号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 第16号議案

○議長(実友 勉君) 日程第11、第16号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していただいております。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

○文教民生常任委員長(榎橋美恵子君) 平成31年2月25日に審査付託のありました、第16号議案、宍粟市介護保険条例の一部改正については、2月28日に第21回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第16号議案の主な内容は、本年10月から消費税率が10%に引き上げられることに伴い、特に所得の低い方を対象に行っていた保険料の軽減に対し、さらなる保険料の軽減が実施されることから、対象者の拡充とともに平成31年度に係る実質半年分の保険料について軽減を行うもので、平成31年度の第1号被保険者保険料について、11段階の区分のうち、第1から3段階までの保険料軽減を強化するための一部改正です。

慎重に審査をいたしました結果、第16号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長(実友 勉君) 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長(実友 勉君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終

了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第16号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第16号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 第17号議案

○議長(実友 勉君) 日程第12、第17号議案、宍粟市介護保険事業基金条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、文教民生常任委員会に付託していたものがあります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、14番、榎橋美恵子議員。

○文教民生常任委員長(榎橋美恵子君) 平成31年2月25日に審査付託のありました、第17号議案、宍粟市介護保険事業基金条例の一部改正については、2月28日に第21回文教民生常任委員会を招集して、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

第17号議案の主な内容は、保険者機能強化推進交付金が創設されたことを受け、基金の積み立て及び処分することができる規定について、より明確にするよう改めるものです。

委員からは、予防または要介護状態等の軽減、もしくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取り組みを支援するため、交付金を交付するとあるが、宍粟市の得点、または交付金についての問いに対しまして、介護人材の確保、また、生活支援体制の整備等に100%の得点をいただき、平均すると83.8%、交付金は771万9,000円であったとの回答がありました。

慎重に審査をいたしました結果、第17号議案は全会一致で可決すべきものと決し

ました。

以上、報告いたします。

○議長（実友 勉君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第17号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第17号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 第18号議案

○議長（実友 勉君） 日程第13、第18号議案、宍粟市空き家等の対策に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

○総務経済常任委員長（飯田吉則君） 平成31年2月25日に審査付託のありました、第18号議案、宍粟市空き家等の対策に関する条例の一部改正については、3月1日に第25回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

まず、今回の改正背景ですが、近年、人口減少や少子高齢化社会の一層の進行など、住宅を取り巻く社会環境の変化により、空き家のさらなる増加が懸念されており、問題解決に向けた効果的な取り組みが求められております。

このような中、国においては、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年5月に空家等対策の推進に関する特別措置法が施行されました。

本市においては、法律の施行前より、全国的にも早く、空き家対策の取り組みを開始し、平成22年度に空き家バンク制度の創設、平成25年度においては、空き家実態調査を実施し、本条例を制定するなど、空き家の有効活用や管理不全空き家の対策を実施してきました。

今回の改正につきましては、空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第1項に基づく空き家対策計画の作成等を行うため、同法第7条第1項に規定された空き家等対策協議会を設置するものです。作成する計画は、当市における今後の空き家対策の方向性や具体的な施策等を示し、当市の空き家施策をさらに推進していくためのものです。

委員からは、本市で既に制定している宍粟市空き家等の対策に関する条例には、特別措置法で示されている過料や、税制上の措置、または、空き家等の跡地活用についてなどが含まれていないが、今回設置される協議会において検討されるのかとの質疑があり、市当局からは、来年3月の条例改正に向け、協議会において特別措置法を補完する形に検討していきたいと考えている。税制措置については、税務課と連携して前向きに検討していきたいとの回答がありました。

審査の結果、第18号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第18号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第18号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

ここで午後1時まで休憩をしたいというふうに思います。

午後 0時00分休憩

午後 1時00分再開

○議長(実友 勉君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第14 第19号議案

○議長(実友 勉君) 日程第14、第19号議案、観光施設の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

○総務経済常任委員長(飯田吉則君) 平成31年2月25日に審査付託のありました、第19号議案、観光施設の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例については、3月1日に第25回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

本年10月1日から地方消費税を含む消費税率が現行の8%から10%に引き上げられることに伴い、観光施設の管理経費の増加が見込まれること、また、近年の燃料費等の価格の上昇により観光施設の管理経費が増加していることから、市内8カ所の観光施設の使用料等について見直しを行うものです。あわせて文言の整理や使用

料区分の整理のため、所要の改正を行うものです。

委員からは、料金を上げることで、利用者の減につながらないように、指定管理者にも単なる値上げにならないよう監視していただきたいとの意見が出され、市当局からは、利用者に負担増をお願いする以上、その対価としてサービスの向上を図るようにしていきたいとの回答がありました。

審査の結果、第19号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） 日本共産党の山下です。第19号議案、観光施設の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について、反対の立場から討論を行います。

この議案は、10月から消費税率が8%から10%に2%引き上げられることに伴い、伊沢の里ほか8施設の使用料等の見直しなどの改正を行うものです。料金改定の考え方として、消費税増税分と燃料費や人件費等の固定経費の上昇分を勘案し、今回20%相当の増額を行うということです。

料金改定については、指定管理者の意向を事前に調査し、指定管理者から提案された金額が適正であるか、検証を行ったとのことですが、20%相当の増額ということもあり、利用者は減少するのではないかと懸念します。

10月1日から施行される予定の条例であり、もう少し時間をかけて検証を行う必要があるのではないかと考えますので、この議案に賛成することができません。

○議長（実友 勉君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） 9番、田中一郎です。第19号議案、観光施設の使用料の見直し

し等に伴う関係条例の整備に関する条例について、賛成の立場から討論します。

この改正対象条例は、8施設の料金改定についてであります。8施設は、観光施設であり、収入をもって運営されていることから、採算は全て指定管理者が担うものであります。よって、10月消費税増税、燃料費、人件費等固定経費の上昇、物価上昇による経費の増加といった時代の流れの中、指定管理者において検討、精査された上で、料金改定の金額が提出されました。

また、指定管理者と市担当部局とも十分な検証が行われ、改定に至りました。指定管理者の意向は尊重すべきと考えます。

改定料金増額分については、各指定管理者において利用者様にサービス等、企業努力され、より一層のサービス、充実した運営になることと予想されます。

よって、消費税増税分、固定費の上昇、物価上昇等による経費の上昇を検査した改定金額の設定は適正であると判断し、第19号議案、観光施設の使用料の見直し等に伴う関係条例の整備に関する条例について、賛成いたします。

各議員の皆様の御理解、御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

第19号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第19号議案を委員長報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（実友 勉君） 起立多数であります。

第19号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15 第20号議案

○議長（実友 勉君） 日程第15、第20号議案、宍粟市営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

○総務経済常任委員長（飯田吉則君） 平成31年2月25日に審査付託のありました、第20号議案、宍粟市営住宅条例の一部改正については、3月1日に第25回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告

いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

今回の改正内容としましては、昭和47年度に建設しました、中山台団地10戸を建て替える市営中山台団地Ⅰ期建替事業が、平成30年度末をもって完了することから、今回建設の15戸を中山台団地1号棟として供用開始し、建て替えに当たり取り壊した10戸の用途を廃止するため、本条例を改正するものです。

審査の結果、第20号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第20号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第20号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16 第21号議案

○議長（実友 勉君） 日程第16、第21号議案、宍粟市下水道条例等の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたもので

あります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

- 総務経済常任委員長（飯田吉則君） 平成31年2月25日に審査付託のありました、第21号議案、宍粟市下水道条例等の一部改正については、3月1日に第25回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

今回の改正は、本年10月1日から地方消費税を含む消費税の税率が現行の8%から10%に引き上げられることに伴い、宍粟市下水道条例、宍粟市生活排水処理施設条例及び宍粟市水道事業給水条例において、消費税を転嫁しております水道料金、水道加入分担金、下水道使用料等につきまして、消費税率を8%から10%とした金額に改正をするものです。

審査の結果、第21号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

- 議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

3番、山下由美議員。

- 3番（山下由美君） 日本共産党の山下です。第21号議案、宍粟市下水道条例等の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

この議案は、10月から消費税率が8%から10%に2%引き上げられることに伴い、宍粟市下水道の基本使用料と超過使用料、また宍粟市水道の新設及び増径工事のときに支払う分担金、水道の基本料金と従量料金が引き上げられるものです。市民生活がますます苦しくなります。前回2014年の4月に消費税率が8%に引き上げられたとき、自治体によっては消費税率のアップ分の料金等の引き下げを行い、市民の

負担がふえることを防いでいます。宍粟市においてもこのような施策の検討を行うべきだと考えます。

また、消費税の増税はこれまでも2回時期の延期が行われています。市民の多くはこの増税に賛成をしていません。10月から施行される予定の条例等の一部改正を今行う必要はないと考えます。

以上のような理由から、この条例等の一部改正に賛成はできません。

○議長（実友 勉君） 次に、賛成者の発言を許します。

15番、西本 諭議員。

○15番（西本 諭君） 15番、西本でございます。第21号議案、宍粟市下水道条例等の一部改正についての議案に対して、賛成の立場で討論を行います。

この議案に対しましては、本年10月から消費税が8%から10%に引き上げられることに伴い、使用料及び分担金の額を見直すものであり、適切だと考えます。

なお、消費税引き上げは高齢者医療、福祉や子育て世代の負担軽減などに充当されると認識をしております。したがって、第21号議案に賛成をいたします。

議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（実友 勉君） 以上で討論を終わります。

これより採決を行います。

第21号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

第21号議案を委員長報告のとおり、可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（実友 勉君） 起立多数であります。

第21号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 第24号議案

○議長（実友 勉君） 日程第17、第24号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

○総務経済常任委員長（飯田吉則君） 平成31年2月25日に審査付託のありました、

第24号議案、宍粟市過疎地域自立促進計画の変更については、3月1日に第25回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

平成27年12月に策定しました宍粟市過疎地域自立促進計画において計上してあります過疎地域の自立のための振興施策に関連する事業を追加変更し、過疎債を財源として、過疎地域の計画的な振興施策を推進するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

変更の内容としましては、まず、「産業の振興」に関する事業として、くるみの里整備事業及び観光施設看板設置事業を追加計上するものです。くるみの里整備事業につきましては、平成8年に整備されたトイレを洋式に改修し、観光施設看板設置事業につきましては、県道及び市道へ案内看板を設置し、交流人口の増加を図るものです。

次に、「交通体系の整備」に関する事業としまして、市道路線を追加計上するもので、葛根3号線、中2号線、今宿12号線、門前加生線、加生谷線、岡住線については拡幅工事を実施し、七野下河野線については、路側のブロック積み及び舗装修繕工事を実施し、菅野川堤防道路整備負担金については、県が河川改修にあわせて整備する管理用道路を市道とするため改修費用の一部を市が負担し、県道加美宍粟線整備負担金については、県の第Ⅱ期改良工事にあわせて延長を追加し、除雪車車庫整備事業については、除雪車を1台ふやし除雪体制の強化を図る中で、除雪車を収納する倉庫をあわせて整備し、安全で安心な生活空間の形成を図るものです。

次に、「教育の振興」に関する事業としましては、学校給食センター整備事業を追加計上するもので、現在、コンテナを保管する洗浄室の温度及び湿度管理について、スポットクーラーで対応しておりますが、より効果的かつ効率的な温度及び湿度管理のため、エアコン設置工事を実施し、安全で安心な給食づくりに努めるものです。

審査の結果、第24号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第24号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第24号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第18 第25号議案

○議長(実友 勉君) 日程第18、第25号議案、平成31年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価についてを議題とします。

本議案は、去る2月25日の本会議で、総務経済常任委員会に付託していたものがあります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、11番、飯田吉則議員。

○総務経済常任委員長(飯田吉則君) 平成31年2月25日に審査付託のありました、第25号議案、平成31年度宍粟市農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価については、3月1日に第25回総務経済常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をいたしました。

農業共済事業に係る事務費の賦課総額及び賦課単価につきましては、市農業共済条例第5条第1項の規定により、県農業共済組合連合会からの賦課金を含めた事務費の予定額から国庫負担金等の収入予定額を差し引いて得た金額を、共済加入農家

に対して賦課することとなります。

平成31年度につきましては、今回の議会に提案してあります平成31年度当初予算に基づき算定した結果、主なものとしまして、水稻で、賦課総額199万6,000円、賦課単価は共済金額1万円あたり40円、家畜の死亡廃用共済で、賦課総額313万円、賦課単価は共済金額1万円あたり40円とするものです。

審査の結果、第25号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

○議長（実友 勉君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第25号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第25号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第19 第26号議案～第33号議案

○議長（実友 勉君） 日程第19、第26号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）から、第33号議案、平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）までの8議案を一括議題とします。

本8議案は、去る2月25日の本会議で、予算決算常任委員会に付託していたもの

であります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、4番、東 豊俊議員。

- 予算決算常任委員長（東 豊俊君） 平成31年2月25日に審査付託のありました、第26号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第7号）から、第33号議案、平成30年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第3号）までの補正予算8議案について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を二つの分科会で分担して行うことと決定しました。2月28日に文教民生分科会、3月1日に総務経済分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査を行いました。その後3月5日に予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

まず、総務経済分科会が審査した第26号議案の関係部分は、平成30年度実施の各種事務・事業につきまして、事業費及び財源の整理を行うほか、国の補正予算に伴い実施する事業費の追加を行うものです。また、年度内の完了が困難な事業については、繰越明許費を追加するものです。

歳出の主なものとしましては、総務費では、ふるさと納税の増収見込みに伴うブナ基金積立金の増額を行うものです。

農林水産業費では、波賀町安賀地区で行われている県営圃場整備事業の負担金の増額を行い、商工費では、国が消費税増税対策として実施するプレミアム付商品券事業に係る事務費を計上しているほか、起業家支援助成金などで不足が見込まれる事業費の増額を行います。

土木費では、7月豪雨災害の復旧対応を最優先としたため、実施を見送った事業費の減額を行うものです。

次に、財源となります歳入につきましては、国税収入の増額見込みに伴い追加公布される普通交付税を計上するほか、7月豪雨災害に係る特別交付税の増額を行うものです。

国県支出金については、各種事業費の増減や交付額の決定に伴う増額、減額を行うものです。

繰入金では、7月豪雨災害に係る財源の増加に伴い、財政調整基金繰入金の減額を行うほか、地域振興基金の取り崩しに伴う売却収入の増加に伴い、地域振興基金

繰入金の減額を行うものです。

そのほか、繰越金では、平成29年度決算における剰余金の残額分を計上し、市債では、各事業費の確定などによる整理を行うものです。

なお、年度内に完成、または予定分の執行が困難な一宮生活圈拠点施設整備事業や地籍調査事業、道路新設改良事業等について、繰越明許費の追加を行うものです。

審査の過程で、委員から商工費において、起業家支援助成金の増額理由が当初想定を上回る申請が予定されているということであるが、開業後の事業実態の把握やフォローはできているのか、また、事業報告の決まりはないのかとの質疑が出されました。これに対し市当局からは、今年度、産業立地促進補助関連施設の訪問を数社実施した。同様に今後実施していくことで検討している。また、事業報告については、必要があれば報告を求めることになっているが、開始後3年程度は成果を確認していくことも必要と考え、今後、制度設計していくとの回答があり、また、財産収入において、地域振興基金の運用収入の増額理由について質疑が出され、市当局からは、基金取り崩しに伴い、運用していた国債を売却したことによって運用収入が生じたとの回答があったとのことです。

次に、第30号議案、平成30年度宍粟市下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、揖保川流域下水道維持管理負担金の事業費の確定により追加する一方で、事業費の確定に伴う減額を行っており、これに伴う分担金や一般会計繰入金、市債の財源の整理を行います。なお、市内で新たに予定されている事業所整備にあわせて実施する下水道改良事業の基本設計について、年内での完了が困難な見込みであるため、繰越明許費を計上するものです。

次に、第31号議案、平成30年度宍粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、事業費の確定などによる整理を行い、あわせて県支出金や一般会計繰入金、市債など財源を整理するものです。

次に、第32号議案、平成30年度宍粟市水道事業特別会計補正予算（第3号）については、事業費の確定などによる減額整理のほか、建設改良費において災害復旧費の整理を行い、あわせて企業債や負担金の整理を行います。また、7月豪雨災害において減免した水道料金について、一般会計から補助金を追加計上するものです。

次に、文教民生分科会が審査した第26号議案の関係部分の主な内容としましては、市民生活部の関係では、災害廃棄物収集運搬等業務委託料の減額、また、小水力発電事業調査業務委託料の減額などを行うものです。

小水力発電復活プロジェクト推進事業について地元の合意が得られなかったこと

により、見込んでいた新規申請がなく減額となったとの説明を受けたが、委員からは、中身をもっと精査し実施できる方向を市が示し、実績が上がるように力を入れてほしいとの意見があったとのことです。

健康福祉部の関係では、不足が見込まれる障害福祉サービス費や生活保護費などを増額するほか、エーガイヤちくさ内のふれあいサロンについて、年末に温泉施設が故障したことによる減収を補填するため、指定管理料の増額を行うものです。また、介護保険の関係では、平成30年度に計画していた小規模多機能型居宅介護事業者の選定に至らなかったことにより、地域密着型サービス等拠点整備事業補助金の減額などを行うものです。

教育部の関係の主な内容としましては、山崎西中学校及び山崎東中学校大規模改修事業について、国庫補助事業採択を受けることができなかったことによる事業取りやめに伴う減額を行うものです。

第27号議案の主な内容としましては、国保診療所会計への繰出金として支出する予定であった特別調整交付金について、一部採択されなかった分の整理を行うものです。

第28号議案の主な内容としましては、歳出で、患者の減に伴う医薬材料費等の減額を行い、歳入において、診療報酬や負担金収入の減額、一般会計からの繰り入れを整理するものです。

委員からは、波賀診療所の患者が減っていることが深刻だとの意見があった。平成31年3月末の医師の退職により、新年度から宍粟総合病院より3人の医師が派遣される予定であるが、このことにより、一層患者が離れていくことになる。この状況で続けていくことができるのか。診療所のあり方をもっと真剣に考えていく時が来ているのではないかととの意見があったとのことです。

第29号議案の主な内容としましては、歳出では、介護サービス費などの見込みに伴う整理を行うとともに、被保険者保険料の一部、及び新たに国から交付された保険者機能強化推進交付金について、次年度以降に活用するために基金へ積み立てることとし増額などを行うものです。

第33号議案の主な内容としましては、一般会計補助金の確定に伴い、収益的収入を追加するものです。

委員からは、託児所を開設したのは、医療スタッフの確保のためであり、効果の部分を検証してほしい。また、働きやすさをもっとアピールし、採用に力を入れるべきとの意見があったとのことです。

報告の後、質疑では、林業振興費の中で緊急防災林の整備事業等災害に強い森林づくりをする目的での事業が減額になっている理由は何だったのかとの質疑があり、委員長からは、緊急防災林事業は、国・県の政策の方向転換があり事業自体がなくなったということ、あと7月豪雨災害があったことがある程度影響し申請されていた事業が取り下げになり全体的に減額になったとの報告がありました。

採決しました結果、第26号議案から第33号議案までの補正予算8議案については、いずれも全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告をいたします。

○議長（実友 勉君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本8議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第26号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第26号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

第26号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第27号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第27号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第27号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第28号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第28号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第28号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第29号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第29号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第29号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第30号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第30号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第30号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第31号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第31号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第31号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第32号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第32号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第32号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第33号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第33号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(実友 勉君) 御異議なしと認めます。

第33号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第20 第34号議案～第44号議案

○議長(実友 勉君) 日程第20、第34号議案、平成31年度宍粟市一般会計予算から、第44号議案、平成31年度宍粟市農業共済事業特別会計予算までの11議案を一括議題とします。

当該11議案につきましては、去る2月25日の本会議で、提案説明が終わっております。

これから質疑を行います。

通告に基づき順次、発言を許可します。

3番、山下由美議員。

○3番(山下由美君) それでは、議長の許可を得ましたので、予算質疑を行いたいと思います。

施政方針の1ページ「はじめに」というところの消費税の引き上げについてから始めます。

市長は施政方針において、本年10月からの消費税の引き上げについて、安定財源の確保により、全世帯型社会保障制度を築き上げると国政の方向性を述べておられますが、宍粟市の市民、また規模の小さな事業者、農業を営んでいる方たちにおいては、どのような影響があると認識しておられるのか。また、その対応策は考えておられるのか。

続いて、防災・減災のための対策についてお尋ねします。

宍粟市の防災・減災のための対策を考える上で、重要なことは、市民目線であると考えます。今年1月に行いました議会報告会での市民意見であります。災害が起こる前に起こりそうなところに対応するための地元負担の少ない災害予防のための補助事業を考えてほしいという意見がありました。このような市民の要望を実現するべきであると思いますが、どうですか。

続いて、施政方針3ページの子どもが健やかに育つまちづくりについて。

3歳から5歳までの幼児教育・保育の無償化により、子どもの健全な育成と子育て世代の負担の軽減を図るというようにあります。

無償化にかかる費用であります。初年度のみ全額国費負担となっております。その後は国が2分の1、県と市が4分の1ずつ負担し、公立施設は市が10割負担するということになります。公立施設が多いと市の負担がふえるということになり、このことにより民営化に拍車がかかるのではないかという心配があります。

子どもの健全な育成のためには、公的保育制度を守り、公立の幼稚園・保育所を残してほしいという住民の声に答えていくことが大切だと考えますが、どうでしょうか。

これまで無償であった食材料費が実費化されます。月額幾ら程度の実費負担となるのか。これにより無償化前より利用者負担がふえるというような事例はないのか。また、保育所等の施設側の負担はふえないのか、お尋ねします。

子どもの健全な育成のためには、質の高い保育を確保する必要があります。保育士等が安心して働き続けられる環境づくり、処遇改善についての施策は考えておられるのか、お尋ねします。

続いて、主要施策59ページ、生き生き部活動総合支援事業についてお尋ねします。

全中学校に部活動指導員10名を配置し、年間226日、一日平均1.5時間の指導ということで、509万6,000円の予算が立てられております。事業効果としてメリットばかりが強調されておりますが、デメリットは想定されておらないのかどうか、お尋ねします。

続いて、介護保険事業についてお尋ねします。

国の方針により、1号保険料の低所得者軽減措置は強化される方向であります。宍粟市の介護保険料そのものが兵庫県下でも3番目に高いという実情があります。一般会計からの繰り入れを行い、高過ぎる介護保険料を引き下げるといったような施策は考えていないのか。また、その人に必要なサービスを利用できるように、サー

ビス利用料の減免制度をつくるというような考えはないのか。市長の思いはどうか、お答えください。

最後に、国民健康保険事業についてお尋ねします。

国民健康保険の被保険者には、年金生活者を含む無職、あるいは非正規労働者など、低所得の世帯が多く、高い保険税が生活を圧迫しております。宍粟市においても銀行に振り込まれた給与などを差し押さえする事例もあり、心身を追い詰めております。このような強権的な取り立てはやめ、滞納者の生活実態をよく聞いて、親身に対応するという必要性を感じております。

また、一般会計からの繰り入れを行って高過ぎる国民健康保険税を引き下げるといふ施策は考えておられないのか。

また、子どもにかかる均等割の減免制度をつくるという方向はないのか。市長の思いはどうか、お答えください。

○議長（実友 勉君） 山下由美議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、山下議員の御質にお答え申し上げたいと思います。たくさんの項目等々、中身もありますので、ごく簡潔に御答弁申し上げたいと思います。

消費税の引き上げにつきまして、独自のと、こういうことでありますが、前にも申し上げたとおり、現段階で宍粟市独自の対応策は考えておりません。御了解いただきたいと思います。

それから、防災・減災のための対策ということですが、防災・減災については、兵庫県が事業主体になったり、あるいは市と地元といろんなこともあるわけですが、場合によっては一部の事業で地元負担が必要と、こういうこともあります。しかしながら、十分予防は必要だと、こういう認識ですが、自治会や関係者の皆さんと協議しながら、今後も可能な限り防災・減災のための対策を進めていきたいと、このように考えております。

ただ、一部の場合に地元負担というのは、これはどうしようもないと、こういう部分がありますので、御了解いただきたいと思います。

次に、子どもの関係等々については教育長のほうから御答弁させていただきたいと、このように思います。

介護保険事業につきましてであります。特にこれまでも何回もお話があったとおりであります。市独自で一般会計からの投入と、こういうことでありますが、

投入による保険料の軽減を行うことについては、適当でないと、このように判断をしております。

軽減策としましても、保険料段階の多段階化や、それから介護保険基金の活用等によって軽減も実施しておられる状況でありまして、さらに今後国の制度に基づいて低所得者の軽減強化を図っておると、このように思っておりますので御理解いただきたいと思えます。

2点目のサービス利用料の減免制度であります。継続性のある軽減施策は、介護保険制度の根幹に影響する、こういうことであることから、国の施策によらない限り、制度の枠組みを超えて市単独での実施に踏み切るとは困難であると、このように判断しております。したがって、その考え方には変わりないと、こういうことであります。

最後の国民健康保険事業の関係であります。いろいろ滞納者に対する御意見もあるようではありますが、職員も真摯に対応しておりますが、法律に定められた規定によって滞納対策に取り組んでおり、決して強権的な徴収は行っておらないと、このように認識しております。ただ、滞納の方によりましては、いろんな事情もありますので、職員もその方々に寄り添いながら、徴収業務に当たっていると、このように認識しておりますし、今後もその方向でいきたいと、このように思っております。

2点目の一般会計からの繰り入れであります。基本的には、従来から法定外の繰り入れは実施しておらず、一般会計からの繰り入れは考えておりません。

3点目の子どもの均等割の減免制度と、こういうことではありますが、これまでもいろいろお話ししたとおりであります。同一所得、同一保険料という保険制度の基本方針により、国保の広域化に伴い県と市町が共通認識のもと、一体となって国民健康保険の事務の標準化、広域化及び効率化を推進していることから、宍粟市独自の施策を実施することは考えておりません。

以上でありますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思えます。子どもの関係については、教育長から。

○議長（実友 勉君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 私の方からは、幼児教育・保育の無償化にかかわることについてと、部活動のほうのことでお答えさせていただきます。

最初に、まず1点目、公立の幼稚園・保育所の継続についてということですが、市は、引き続き保育の実施責任者ということで、公立、私立に関係なく保護

者が安心して子どもを預けることができる子育て環境の整備に取り組んでいきたいと思っております。

次に、給食費の実費徴収ですが、幼児教育の無償化に当たり、現在、保育料に含まれている給食の食材料費が保護者からの実費徴収になります。国の基準額は、1カ月当たり4,500円となる予定となっておりますが、現在も保育料の中に給食費相当額が含まれていることから、今回の無償化により利用者の負担がふえる世帯はありません。また、施設側につきましても、施設の負担がふえるようなことはありません。

3点目の保育士の処遇改善ですが、消費税の増収分を原資とした新しい経済政策パッケージとして1%、月に直しますと3,000円相当の処遇改善を実施する予定となっております。

次に、生き生き部活動総合支援事業のデメリットという御質問であります。部活動が生徒の多様な学びの場として教育的意義が非常に大きいということが十分に理解されないまま、大会等で勝つことのみを重視し過重な練習を強いるようにならないか、また支援員と顧問の指導の差が生じて、生徒たちが戸惑うことがないかなどが考えられます。そこで、生徒が混乱しないよう、学校長から丁寧に指導させるとともに、支援員に運営や指導を任せてしまうというのではなくて、顧問を中心に学校組織全体で指導体制を整えまして、デメリットが発生しないようにしていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（実友 勉君） 時間をオーバーしておりますので、端的な質問でお願いします。

3番、山下由美議員。

○3番（山下由美君） 与えていただいている時間が10分ということで非常に短いんですが、3回の質問が優先ということなので、もう一度、時間はゼロということになっていますけども、再質疑をさせていただきたいと思っております。

まず、たくさん質疑したいんですけども、時間的な関係であるので、いろいろ考えまして、短くしたいと思うんですが、まず国民健康保険事業の均等割、これの考え方についてなんですけれども、この国民健康保険税は負担能力がない子どもにまで応益負担がかけられているということになっているんですが、このことに対してどのように考えておられるのか、市長にお尋ねします。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほど3回とかいろいろあったものですから、ちょっと整理しておりました。もう一度申しわけないですけど、御質問を端的にお願いします。

○議長（実友 勉君） 山下由美議員。

○3番（山下由美君） それでは、わかりやすくさせてもらいます。多分わかりにくかって失礼しました。

国民健康保険事業の子どもにかかる均等割の減免制度、これをつくるべきではないかなというふうに考えていて、その質問をしていましたところ、つくっていく方向が全くないような御回答だったので、質問させていただきたいなと思ったんですけども、負担能力がない子どもにまで応益負担がかけられるということは矛盾しているんじゃないかと思うんですけど、この部分の市長の考え方というのを質疑いたします。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 大変失礼しました。質問の意味は理解できました。国保の制度そのものの中で、今、子どもの均等割、全体で所得割とか均等割がありますが、そういうことについて、仮に子どもに対しての今の制度はおかしいんじゃないかと、こういうことだろうというふうに思うんですが、その制度そのものについて、私は現段階でとやかく言えないんですが、現状の制度からすると、なかなかそこに宍粟市独自の施策を踏み込んでというのは非常に厳しい状況ではないかなあと、このように理解しております。

もう少し国レベルでのそういったことの議論の中で地方自治体として、あるいは国保の会計を預かる立場として、その問題をどうするかということになるんじゃないかなと思いますので、私自身がこの段階でとやかく言うのはちょっとどうかなと思いますので、そういう回答でお願いしたいと思います。

○議長（実友 勉君） 山下由美議員、端的にお願いします。

○3番（山下由美君） 次は、子どもが健やかに育つまちづくりのところで、先ほど教育長に御回答をいただいたところなんですけれども、私が今回のこの無償化で民営化により拍車がかかるのではないかと、それを心配しているという質問に対して、市は実施責任者であり、保護者が安心して保育を受けられるように考えていくという御回答だったわけなんですけども、保護者が公立の幼稚園・保育園を残してほしい、そのほうが安心できるのだというふうに言われた場合、その方向で考えていくという考え方ですか。

○議長（実友 勉君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） それはこれから山崎町の場合は取り組むわけですが、いずれにしても、市は、公立になりましても、私立になりましても、支援はしていくわけで、それにつきましても安心して子どもを預けられるような環境を確保するということで責任を持って取り組みたいというふうに思います。

○議長（実友 勉君） 山下由美議員の質疑を終わります。

続いて、政策研究グループ「グローバルしそう」の予算質疑を行います。

12番、大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） それでは、政策研究グループ「グローバルしそう」を代表して予算質疑をさせていただきます。

まず、身の丈に合った借金の額なのかどうかというところがございます。予算編成方針を見せていただきましたら、持続可能な健全財政のために、事業の優先順位をゼロベースで洗い直して効率的な事業実施を強く意識するというところで、これは非常にいいことだなというふうに思うんですが、しかし、その次の市債の発行についてのところでは、災害は別といたしまして、生活圏の拠点づくり事業とか、認定こども園の整備事業については除くというふうなことが書いてあるので、こういう大規模な事業をゼロベースで洗い直すところから除いていくという、いわゆる聖域を設けていくということについてはいかがなものかなというふうに思うわけです。

そこで、将来世代の方々への負担、そういうことも気になるわけで、現在身の丈に合った借金になっているのか、将来負担のことはどうなのか、本当に持続可能な行財政の構造を維持できていけるのかというようなことで、財政運営の目標、そういうものについて伺いたいなというふうに思います。

まず1点は、市債の依存度についてでございます。これは、臨時財政対策債を除いたところで答弁をいただきたいんですが、実質の公債費比率、これは今年度幾らになるのか。また、今後目標数値として何%を考えておられるのかをお聞かせください。

それから、二つ目には、将来の財政負担でございますが、これも将来の負担をはかる指標というところで、実質債務残高比率というのと、実質的将来財政負担額比率、この二つについてどのような目安で運営をされようとしているのか、お伺いしたいと思います。

次に、予算編成方針と歳出改革の内容についてお伺いしたいと思います。

これは、国も歳出改革をうたっておりまして、平成31年度の予算編成の基本方針においては、本格的な歳出改革に取り組むというふうになっています。宍粟市のように

に依存財源のウエートが高いまちにおいては、この国の動向というのが非常に注視しなければいけないというふうに思っております。

この市の予算編成方針では、政策的経費などの見直しについて、これまでにない視点、角度から検証をして、抜本的な歳出改革に向けて取り組むというふうになっておりますが、この市が掲げております歳出改革、具体的にどのような歳出改革が行われたのか、お伺いしたいと思います。

それから、次に、消費税率の引き上げとの関係でございますが、平成31年度の予算のポイントとして、消費税の率の引き上げに伴って国も臨時あるいは特例措置というものを設けておりますが、市はどのような対応をされるのか、お伺いしたいと思います。

今もありましたが、消費税の増税分を活用した幼児教育の無償化と、それから社会保障の充実、これらについての市の考え方を伺いたいと思います。

幼児教育の無償化につきましては、全ての3歳児あるいは住民税の非課税世帯のゼロ歳から2歳児は全て対象と考えていいのかどうか、お伺いいたします。

それから、介護人材の処遇改善等々社会保障に関することについても具体的な内容、あるいは額についてお教えてください。

それから、消費税率の引き上げに伴いまして、経済的な影響を平準化を図るということで、いろんな臨時特例措置が設けてあります。これについて内容をお教えてください。プレミアム付商品券以外のことで教えてください。

それから、今年の豪雨災害を教訓にいたしまして、それに対する備えですね、市民の生命財産を守る防災・減災対策、これ非常に重要かと思いますが、国も防災・減災国土強靱化のための3カ年の緊急対策措置というものを設けておりますが、これについて、市はこの緊急対策措置に向けて何か取り組むのか、お伺いしたいと思います。

それから、最後ですが、市の重要な課題ということで、午前中も質問させていただきましたが、人口減少、それから経済の縮小への対策ということで、今回の消費税の引き上げによって、地方の財政というのは大きな影響を及ぼすおそれもあります。しかし、人口減と少子高齢化が進行する中であっても、やっぱり活力のある地域社会をつくっていかねばならないという宿命がございます。そのためには、持続可能な財政を堅持していく必要があり、地域経済の再生、そのことをもって財政基盤の強化を図っていくことが必要だというふうに私は考えております。

そこで、今年の予算の中で、この地域経済の循環としての施策、どういうものが

生まれているのか、農林業の施策、あるいは再生可能エネルギーの普及に関する事業、そういうものをお教えいただきたいと思います。

それから、地域創生の総合戦略に基づく地域経済対策として、どのような事業が予算化され、またそれによってどのような成果というものを期待できるのか、その辺をお教えいただきたいと思います。

○議長（実友 勉君） 大畑利明議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、政策研究グループ「グローバルしそう」代表の大畑議員の御質問で、項目的にもたくさんありますので、ちょっと長くなるかと思うんですが、御了解いただきたいと思います。

また、質問の中で1点だけ消費税の社会保障の充実のところ、生活支援ということがありますが、このことについては市民生活部長から答弁させていただきたいと思います。

まず、身の丈に合った借金額かということありますが、基本的には身の丈に合った財政運営というのは当然のことです。そういったことを踏まえながら今回の予算を編成させていただいて、提案で御説明申し上げたような形で編成して提案をさせていただいておると、こういうこととなります。

その中で実質公債比率の目標ではありますが、9.8%を見込んでおります。ただ、財政基盤あるいは財政力が弱い宍粟市においても、普通建設事業を進める上では起債に依存せざるを得ない状況であり、今後、若干の数値の増減はあると考えておりますが、御質問のあえて目標値ということであれば、類似団体等々の平均値がありますが、それを一つの目標としたいと考えております。

次に、将来の財政負担ではありますが、実質債務残高比率や実質的将来財政負担額比率につきましては、そのような指標もあるということは承知しておりますが、宍粟市においてはその指標での分析は現在行っておりません。

続いて、2点目の予算編成方針と歳出改革のことではありますが、特に、平成31年度の編成においては、平成32年度以降も厳しい財政状況が当然続くことが予想されていて、そのことも踏まえながら、長期的な視点で全庁的に職員の意識改革を進めるとともに、財政部局と各部局において財政的な視点だけでなく、各事務事業の手法や、あるいは運営方法、さまざまな視点から課題等について協議をする中で、直ちに改善できることについては平成31年度から反映し、見直し時間を要するものについては、平成32年度に向け見直すことで予算編成を進めてまいりました。

長期的な視点で多くの公共施設がこれから更新時期を迎えると、こういうことであります。また、人口減少等により今後の公共施設の利用需要が変化していく中では、施設の統廃合や長寿命化、これを行うことによって財政負担の軽減につなげていく予算編成としております。

次に、消費税の関係のところではありますが、1点目の幼児教育の無償化、全ての3歳児と、こういうことでありますが、先般一般質問の中でも教育長のほうからいろいろありましたが、あえて私のほうから今現在知り得ているというか、その状況だけ含めて御回答申し上げたいと思います。

平成31年10月1日から幼児教育の無償化の対象となる児童は、3歳から5歳までの児童約760人と、このように聞いておまして、そのうちゼロ歳から2歳までの保育を必要とする子どものうち、住民税非課税世帯の子ども約30人が対象となる、そのことを想定しておるとお聞きしておりますので、御答弁申し上げたいと思います。

続いて、2点目の平準化の関係ではありますが、市税に係る消費税引き上げ措置につきましても、現在、国会にも提出されている平成31年度地方税制改正案では、消費税引き上げに伴う需要変動の平準化対策として、軽自動車税の軽減と住宅ローン控除の3年間延長に係る措置が設けられています。

国会で税制改正法律案が成立すれば、速やかに関連する軽自動車税や個人住民税に係る宍粟市税条例等の改正を実施し、対応する予定としております。

次に、3点目の防災・減災、国土強靱化3カ年緊急対策措置、この関係ではありますが、国においては、近年激甚化あるいは頻発化する自然災害から国民の生命と財産を守るため、特に緊急に実施すべき対策として防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策として、平成30年12月14日に閣議決定をなされました。国土交通省、農林水産省の関係事業をはじめ、事業メニューは省庁を越えて160項目ありますが、国県事業が主体であり、現段階では、市が事業主体を担う事業について調査中であり、また、わかり次第御連絡させていただきたいと思います。

特に、市にとりましては、今年の7月豪雨災害により随所で甚大な被害が発生しております、早期の災害復旧に取り組むとともに、国の方針とも十分連携しながら、防災・減災のための対策を講じていきたいと、このように考えております。

次に、人口減少、経済縮小のことではありますが、今朝ほども一般質問でもいろいろ御質問がその中でありましたが、特に、地域産業活性化の原動力となる人財力に着目して、宍粟市商工会あるいは西兵庫信用金庫さんとの包括連携協定の中で、さ

らに連携体制を強化して、平成31年度は宍粟市人財力フル活用プラットフォーム推進会議を設けて、その会議を立ち上げて、今後、協議する中で具体的な取り組みを展開していきたいと、このように思っております。

そういう中で、農林業分野での地域経済の好循環、特に我がまちは森林と、このことをキーワードとして、それぞれ進めておりますが、そういったところでの地域経済の好循環に向かって市内でのそういった活動の活発化等々、あるいは都市へのアプローチを含めて進めていきたいと、このように考えておりますので、あわせもってよろしくお願ひしたいと思ひます。

加えて、人財力育成の中で本年度も高等学校の2年生を対象として、いろいろインターンシップ等々もやっておりますが、それについて実践型インターンシップ事業をより効果的にするために、先ほど申し上げた3者連携の中で、あるいは人財力会議の中でさらにフォローアップしながら、より強固に進めていきたいと、そのことによって地域の人材を育てることによって、さらに地域内の循環を進めていくと、こういうことも必要ではないかなと、このように考えております。

以上、簡単な答弁で申しわけないんですが、よろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

あと1点については、市民生活部長から答弁します。

○議長（実友 勉君） 平瀬市民生活部長。

○市民生活部長（平瀬忠信君） 私の方からは、年金生活者支援給付金についての御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

年金生活者支援給付金は、年金を含めても所得が低く、経済的な援助を必要としている方に対し、年金に上乘せして支給されるものでございます。老齢年金生活者支援給付金などの高齢者への給付金や、障がい者や遺族への給付金がございます。

例えば、老齢年金生活者支援給付金につきましては、支給要件につきましては、3点ほどございまして、まず1点が、65歳以上の老齢基礎年金の受給者であること、2点目として、前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が、老齢基礎年金満額相当以下であること、3点目としましては、同一世帯の全員が市町村民税非課税であることとされております。なお、給付金の額につきましては、保険料を納付した期間や納付免除された期間の月数により異なるわけですが、一例としてですが、全額免除期間がなく、480カ月、つまり40年でございますけれども、の納付済期間がある人の給付金額につきましては、月額で5,000円を老齢基礎年金の月額6万5,000円に合わせて、合計月額7万円が支給されるということになりま

す。

以上です。

○議長（実友 勉君） 大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 往復ではかられてますんでね、申しわけないです。片一方だけやったらいいんですけど、往復の時間なんで、すみません、2回目やらせてもらいます。

ちょっと抽象的なことだったので、わかりにくいんですが、実質公債費比率の目標値については非常に改善といいますか、いい方向だったというふうに感じるんですが、ちょっと市長、心配なのは、市長はいち早く都市計画税を徴収しないということを表示されとんですね。都市計画税は特定財源なんで、それは控除できるから、今まで公債費比率なんかも率は少なく抑えられておったんですけど、こういう特定財源がなくなると、本当に9.8%を維持できるのかどうか、非常に疑問なんですよ。私はもっと逆にはね上がるんじゃないかなというふうに思っていましたので、その辺特定財源が控除されなくなるけども、大丈夫なのかというあたりをもう一度伺いたいと思います。

それから、将来負担の指標について、市はそういう分析を行っていないというお話でしたが、やっぱりこれはしっかりやらないと、本当の将来世代への負担というものが数字としてあらわれないと私は思うので、ぜひ一度分析をしていただきたいと思いますが、その辺もう一度お考えをお願いしたいと思います。

それから、歳出改革、細かいところは予算委員の皆さんにお任せしなければいけません、国の方向とちょっと市の構えについてだけ、もう一度確認したいんですけども、国は交付税、今年は何とかなりそうですけども、これから地方財政についても改革していくという考えの中に、交付税に関しても頑張る地域を支援する仕組みを入れると言っているんですね。ですから、例えば地方創生の取り組みの成果に応じた算定のシフトに変えるとか、あるいはトップランナー方式を2019年から導入すると、そういうことも視野に検討するというふうに言っています。やっぱり国のやり方に一喜一憂することはよくないと思うんですが、こういうことが市にとって大丈夫なんかなということをお心配するので、その辺の制度改革との関係についての考えを聞かせてください。

それから、公営企業あるいは第三セクターを含めた経営の抜本改革ということも言われていると思います。公営企業で言えば水道の問題ですね。兵庫県のあり方懇の中でもいろいろ言われている広域化の問題もあります。そういうものに対して今

年度どういうふうにご考えておられるのかということをお聞かせしてください。

それから、公立病院についても、これも国なり県の方針は再編ネットワークですね。単独と建て替えというのは非常に厳しいというふうにお思うんですが、市民の中からも、もう単独で病院を持つだけの体力はないんじゃないかということで、他市町との連携を視野に入れるべきではないかという意見もお持ちの方がおられるので、そういう考えに対してどういうふうにおられるか、お答えください。

それから、幼児教育の無償化の関係ですが、この財源、平成31年度は国費が全部対応しますけども、2020年からはこれは基準財政需要額に算入するというふうになってますから、今年のような臨時交付金という形じゃなくなるとお思うんですね。ですから、これからは幼児教育の無償化の財源というのは、基準財政需要額の中に入れてきますから、市にとったら自由度が狭まってくるんじゃないかなと。お金は入ってくるけど、決められたものに使っていかなくかんから、自由度がなくなるとお思うので、その辺の認識ですね、お伺いしたいとお思います。

それから、最後ですが、経済対策いろいろ具体的に全てでなくてもいいんで、今年度予算でこういうものを特徴的に事業を考えているというのを、もう少し具体的なことをおっしゃっていただきたいなということをお願ひします。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私のほうから今数項目言われて、全部ようお答えするかどうかわかりませんが、漏れておいたらこらえてください。また、担当部長でフォローがあるかもわかりません。

1点目の実質公債費比率、確かに9.8%ということで見込んでおるんですけども、一つはおっしゃったとおり、都市計画税、これについては非常にいろんなことがあります。したがって、このことについて見込んでこういう状況であります、今後私はこの場で言うてどうかわかりませんが、これから財政運営するとき、宍粟市のまちづくり全体を考えたときに、一定の皆さん方に御負担願って、一緒になってまちをつくるという、新たな財源を求めていくということも今後検討していくと。このことも大事だとお思います。

12月議会の閉会の御挨拶でも申し上げたんですが、そういったことを考えながら、この比率だけではなしに、宍粟市の将来を考えていかないと、なかなか難しいんじゃないかと。現実、私はそう思っております。

それから、指標については、前にもこのことを言っていたら、この中に十分あれ以降検討してありませんが、それがどういった形のものかについては少し研究

をさせていただきたいと、このように思います。

それから、国の制度の歳出改革のところで頑張る地域、確かに実は市長会でもこの話が出たんですが、ほな、頑張らんとこは放っとくんかいと、裏返したら。こういうふうにもとれますので、それぞれが地域に特色や歴史において頑張っておるんですが、国がああいう方針を出すときに、いよいよまだ細かなこととか、いろんなこと、交付税制度のことは出ておりませんが、私たちはこれから中山間地域、特に人口減少の厳しい、あるいはいろんな意味で何とかこの地域を守らなならんという立場でおる者としては、いろんな意味での制度改革が果たして妥当かどうかということについては声を挙げていきたいと、このことが大事かなと、このように思っております。

それから、公営企業の経営の関係ですが、一つには、水道についても当然先日一般質問の中でも答えたとおり、当然きちっと行政が今のところ、私は守っていかねならんと。ただ、経営を考えていく上では広域化というのが今県でも始まっておりますが、広域化の中で効率性を持って安全・安心な水をどう提供しながら、できるだけ安価で安心な水を提供する、これは永遠の課題であります。こういうことについては当然検討していく必要があるだろうと思っておりますし、もう既にそういうことが始まっている時代だと、このように認識しております。さらに、平成31年度は少しそれが拍車がかかってくるのではないかなあと、このように思っております。

それから、病院の関係とあわせてであります。他市町とのネットワークということではありますが、実はこのいろいろ議決をいただいて、西播磨の管内でもこの議論をしております。それぞれのまちが、病院が非常に厳しい状況であります。これは公に限らず、個人経営されている方も非常に厳しい状況が現実としてあります。

その中で、場合によって宍粟総合病院の役割については、繰り返し申し上げますが、この西播磨圏域の中での役割をしっかりと果たさないかと、そのために一体これからどうあるべきかということについては、多分議論が始まってくるだろうと、このように思っております。現段階ではそのようなことはありませんが、今の動きを見ますと、そういう動きになってくるだろうと、このように思っております。

それから、幼児教育の関係で無償化の関係であります。御承知のとおり、無償化について、ああいう状況であります。本年度は10月からああいう形で予算措置も国もしますが、公立と社会福祉法人等のいわゆる民間との当然負担の場合が違ってきます。公立の場合については端的に申し上げますと、その分全額費用を市が見ないかと、こういう制度になっております。それは、一体そのことがこれからの

宍粟市の財源、あるいは財政を見たときに、きちっと幼児教育・保育が提供でき得る体力を持てるのかということ、一定危惧される部分があります。そういう点では恐らくこれからの議論として、この問題についてはもう少し掘り下げて考えていきたいと、このように思っています。

それから、経済対策につきましては、いよいよこれだというのはないんですが、私は繰り返しになりますが、やっぱり森林を生かして、いわゆる林業という捉え方をしたとすれば、川下で家を建てていただく、そういったことの対策が宍粟市にとっては一番今のところ急ぐべき施策かなあということで、一定そういったところを森林環境譲与税も含めて投入するようにしておりますので、そこをキーワードにしながら、まず取り組んでいきたいと、このように考えています。

○議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 漏れるかもわかりませんが、何点か財政上の関係の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、御提示いただきました実質債務残高比率等々の件でございますが、近隣もちょっと訪ねてみたんですが、近隣ではやってない、県にも訪ねてみましたが、あまりなじみのない比率ということで、調べてみますと、こういうものだということには理解をしたんですが、中に債務負担行為額というものがございまして。そのことが入れることによって、どうなのかという状態がどういうふうに分析されるのだろうかというところは少し理解できない部分がございますので、さらにちょっと研究はしたいなと思っております。

それと、実質公債費比率の中で都市計画税、確かにそのことが特財として算出の受け出しの中で盛り込むことになっております。大体1億円の都市計画税がございまして。標準財政規模の中でどれだけ占めるかということになりますので、多少の影響は出てくるというふうに考えておりますが、そのことも踏まえながら、今後の公債費という部分については検討していく必要があるというふうに理解をしておるところでございます。

それと、本年度の特徴的な事業という部分で、これは記者発表でも申し上げておりますけれども、森林環境譲与税を使ったいろんな施策、これは森林の整備だけにかかわらず、教育の面等々にも活用していきましようということで、今回予算の中に盛り込まさせていただいています。木育という形、ウッドスタートという形でのスタートをさせておりますので、そういったところも大きな特徴的なところかなと、そんなふうには思っています。

ほかにも発酵のまちであるとか、市民協働センター、いろいろあるんですが、また、予算委員会の中でお示しをさせていただきたいというふうに思います。

○議長（実友 勉君） 時間をオーバーしておりますので、端的にお願いします。

大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） そしたら、もう委員会のほうで結構ですので、先ほど言われた都市計画税の影響でどういうふうに率が変わるのか、できたら数字を出していただきたいなというふうにお問い合わせをお願いします。

それから、頑張る地方の取り組みの話ですけどね、市長、ちょっと僕も説明不足でしたけど、国はこういうふうに言ってまして、地方創生の取り組みの成果に応じた算定シフトを導入すると言うてるんです。だから、ただ事業をやっておったらいいというんじゃなしに、その成果というものを非常に評価するというふうに言ってますんでね、その辺随分変わってくる、いわゆるKPIのところ非常に重要視されていくんだらうと思うので、そういうことが予算委員会の中でも僕は審査の対象になっていくと、これからは。そういうことだと思いますので、ぜひそういう方向で捉えていただきたいなというふうに思います。

それから、最後、森林環境税の関係は、最初の市長の施政方針のところ述べられたんで、わかったんですが、経済循環のところでの具体的な取り組みが、今年が目玉みたいところがちょっとないので、それは何か入っているんでしょうかという話。

それから、水道なんかの動きについて、平成31年度に何か予算に関係するものはあるんでしょうかという、もう一回それを最後をお願いします。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 地域経済の循環につきましては、先ほどから繰り返しになりますけれど、組織、体制とか制度みたいなどころでは、宍粟市の人財力フル活用プラットフォーム推進会議、これを設けておりますので、それを平成31年度は具体的に具現化していくといったところかと思えます。

林業につきましては、市長も申しましたとおり、流通加工体制を整えまして、川上川下までの循環を活性化したい、宍粟材を推進していきたいといったところかと思えます。

農業におきましては、平成29年度から実施しております畜産クラスター事業、これなども活用しながら、堆肥の有効活用といったところも農業者と連携して進めていきたいと考えております。

また、観光につきましては、発酵文化、発酵によるまちづくり、これを推進することによって、域内の観光交流人口の増加、こんなところから交流を盛んにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（実友 勉君） 花井建設部長。

○建設部長（花井一郎君） もう一度、申しわけありません。ちょっと聞き取りにくかったので、すみません。

○議長（実友 勉君） 大畑利明議員。

○12番（大畑利明君） 水道の広域化の話もあるんじゃないですか、県のね。そういうものが平成31年度予算に何か反映しているものはあるんですかということです。

○議長（実友 勉君） 花井建設部長。

○建設部長（花井一郎君） 水道の広域化につきましては、今現在、西播ブロックの中でいろいろと検討をしておりますけれども、具体的な予算については今のところないというふうに認識しておりますけれども、詳しくはまた委員会の中でちょっとまた確認して報告したいと思います。

○議長（実友 勉君） 政策研究グループ「グローバルしそう」、大畑利明議員の質疑を終わります。

ここで午後2時45分まで休憩をいたします。

午後 2時31分休憩

午後 2時45分再開

○議長（実友 勉君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

続いて、創政会の予算質疑を行います。

7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） 7番、田中孝幸です。発言の許可をいただきました。創政会を代表いたしまして、予算質疑をさせていただきます。平成31年度の施政方針を中心に質疑をいたします。

初めに、地域創生総合戦略について、伺います。

宍粟市は、平成32年、2020年度末人口3万7,000人の堅持のため、地域創生総合戦略の重要化方針である住まい環境づくり、彩りと生業づくり、生活圏の拠点づくりのもと、子育て環境の充実や雇用の促進を推し進め、多岐にわたる事業を相互に連携させ、相乗効果を図ることで地域の魅力を生かし、市民が主体となる活力ある

まちづくりに取り組むと施政方針にあります。特に平成31年度に力を入れる重要な事業の具体的な内容を最初に伺います。

次に、子どもが健やかに育つまちづくりについて伺います。

しそく学校生き活きプロジェクト事業の中に、森林から創まる教育活動に関する事業を新設し、木育の一環として宍粟の森林とその森林が育む清流など豊かな自然環境を愛する子どもたちの育ちを多方面にわたり支援するとありますが、何年生を対象にどのような事業内容で何時間実施するのか等、事業の目的と具体的な内容を伺います。

次に、保健・医療・福祉が連携した安心のまちづくりについて伺います。

なお、一般質問と重複するところがあるかもしれませんが、できるだけ重複分は避け、予算質疑の観点から再度お聞きいたします。よろしくお願いいたします。

地域医療の中核を担う公立宍粟総合病院は、小児、周産期、救急などの医療を担い、市民が安心して暮らせる医療体制を確保していくため、改革プランに基づき取り組みを進めていく、また、現在の施設は老朽化が進んでおり、今後のあるべき診療体制も考慮し、多様化する地域の医療ニーズへの対応や病院機能の充実を図るため、病院建て替えに向けた調査研究を始めるとありますが、総合病院建て替えの候補地として、公共用地の先行取得がされたことを踏まえ、創政会は1月に政策提言をいたしました。

提言の一つには、速やかに庁内に（仮称）公立宍粟総合病院整備検討チームを設置し、現施設・設備の課題整理、病院機能や財政計画等の基礎調査並びに建て替えの必要性等考え方の整理を行うこと。

二つには、課題等の整理ができた適切な時期に、市民、関係機関、団体等の意見を広く取り入れるための（仮称）公立宍粟総合病院整備検討委員会を設置し、建て替えに向けて万全の体制をとることです。

病院の建て替えは、宍粟市南部のまちづくりにとって重要な要因となります。どのような体制で調査研究を行うのか、伺います。

次に、持続可能な行財政上運営の推進について伺います。

人口減少に伴う市税の減少、合併算定替えの縮減等による普通交付税の減少などにより、市財政の厳しい状況が今後も見込まれるため、効果的・効率的な行財政運営の推進のために、ふるさと納税の利用促進を図るためのポータルサイトの追加や、市が保有する未利用財産の売却などにより、自主財源確保に取り組むとありますが、この事業の目標予算を伺います。

また、それ以外の効果的・効率的な行財政運営の推進のための事業の予定があるのであれば、事業内容も伺います。

以上で1回目の質疑とさせていただきます。

○議長（実友 勉君） 田中孝幸議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、創政会代表の田中議員の予算質疑に御答弁申し上げたいと、このように思います。

子どもが健やかに育つまちづくりにつきましては、教育長のほうから御答弁申し上げたいと思います。

そのほかについてであります。地域創生の総合戦略は、先ほど三つの大きなところで進めておるところであります。まず、住まい環境づくりにおいては、東京圏からのU J Iターンの促進であったり、耳鼻咽喉科の誘致、高校生世代までの医療費無償化の拡大、病児・病後児児童の一時預かり、中学校部活動における外部指導者の導入などに取り組んでまいりたいと思います。

彩りと生業づくりのことにつきましては、家原遺跡公園の緑地化等の整備、市民や地域が主体的に広葉樹を植樹する彩りの森づくり、求職者に寄り添いながら就労を支援する総合的な仕事の相談窓口の継続、地域産業の活性化や人材育成など実践型インターンシップ事業の展開などに取り組むこととしております。

生活圏の拠点づくりにおきましては、一宮圏域、波賀圏域、千種圏域それぞれについて、（仮称）一宮市民協働センター建設工事や基本設計の着手、実施設計や用地購入に取り組んでいきたいと、このように考えております。

宍粟市地域創生総合戦略の最終年度である平成32年度末の人口3万7,000人の堅持のため、職員、さらには部局長のリーダーシップのもと、地域創生に全力で取り組んでまいりたいと、このように考えております。

次に、3点目の保健・医療・福祉が連携したところの中で、病院の建て替えはどのような体制で調査研究するのかと、こういうことではありますが、この建設に当たっては、平成30年3月に策定をしました宍粟市における地域医療推進のための基本方針にもお示ししておりますが、仮称ではありますが、先ほどもお話があったとおりであります。公立宍粟総合病院整備検討チームや、有識者会議として公立宍粟総合病院整備検討委員会を設置する中で、建て替えに係る一定の方向性をまとめていきたいと、このように考えております。

一般質問でも御答弁申し上げたとおり、私の任期の2年の中で方向性をしっかり

定めていきたいと、このように考えております。その第1年次として平成31年度、先ほど申し上げたとおり進めていきたいと、このように思っています。

また、調査・研究としましては、プロジェクトなど事務レベルにおきまして、建て替えに係る宍粟総合病院の規模に類似する施設への視察調査等々、また建設の取り組みや作業工程、あるいは財政面などについて研究を行い、建設に向けそれぞれ進めていきたいと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

次、4点目の持続可能な行財政運営の中で、まず1点目、ふるさと納税ポータルサイトの追加及び未利用財産の売却による目標予算はとこういうことでありますが、ふるさと納税ポータルサイトの追加につきましては、6月からのサイトオープンにより1,250万円の寄附金を見込んでおるところであります。未利用財産の売却につきましては約300万円を見込んでおります。

2点目のその他の効果的・効率的な行財政運営の推進事業、このことについてであります。先ほど、それから午前中も大畑議員からもいろいろ御質問いただいたとおりでもあります。特に財政部局と各部局において、各事務事業の手法や運営方法、さまざまな視点から課題等について協議をして、新たに歳入を確保できるものや、直ちに改善できることは平成31年度から反映しておるところであります。見直しに時間を要するものについては、平成32年度に向け見直すこととしております。

以上でありますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（実友 勉君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 私の方からは、森林から創まる教育活動に関する事業についての御質問にお答えしたいと思います。

森林から創まる教育活動に関する事業として、「森林の探検隊事業」をしそう学校生き生きプロジェクト事業の中で新設することです。

この事業の対象は市内の小学校4年生全員というふうに思っております。宍粟市内の山や森林、里山での体験活動を行っていききたいというふうに考えておきまして、例えば炭焼き体験、また木工体験、それから、兵庫木材センターなどへの見学、山津波防災学習であるとか、さらにはミツマタの採集と手すき和紙による卒業証書づくり、こういうものを多岐にわたる内容で、宍粟市最大の資源である森林を最大限に生かした体験的な活動を実施することによりまして、郷土への誇りや愛情を育みまして、「宍粟に生き、宍粟を活かす人づくり」の実現に資することを目的としてやっていきたいと思っております。

なお、これらの取り組みは、地域性、また学校や子どもの実態も違いますので、

その辺を勘案しながら、各学校が実施するもので、実施時間については特には定めておりませんが、最低1日以上というふうに取り組むようにしております。1日ということなんで、3時間、3時間で2回する場合もあるでしょうけども、そういうふうを考えておまして、詳細につきましては、平成31年度当初に校長と行いますヒアリングの中から学校の提案をもとに決定することとしております。

以上です。

○議長（実友 勉君） 7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） それでは、2回目の質疑をさせていただきます。

市長のほうから地域創生を実現するために、地域の魅力を生かして市民が主体となる活力あるまちづくりに取り組む重要な事業の具体的な内容をたくさん伺いました。その中においても平成31年度に最も力を入れてする事業、これは絶対やり遂げるんだというふうな事業を伺いたいと思います。

それから、次に、先ほど教育長のほうからありました森林から創まる教育活動に関する事業ですが、事業の目的も内容もよくわかりました。子どもは地域の宝です。いずれは宍粟市を担う大切な人材になろうかと思えます。宍粟の子どもらしく素直なすくすくと杉の木のごとく真っすぐ育つ人間に育つように、今後も継続的に支援、援助をしていただけますようお願いいたします。

それから、次に、公立宍粟総合病院についてですが、市民は公立宍粟総合病院のことについては、特に今注視をしております。再度伺います。

先ほど言いましたように、早々に病院の整備検討チームを設置して、先ほど言いました考え方の整理をまとめて、さらに適切な時期に整備検討委員会を設置して、建て替えに向けた万全の体制をとるようになさってください。

本当に病院の建て替えは宍粟市の全体のまちづくりにとって重要な要因となります。市民は本当に今どうなっているのか、市民病院の方向性がどうなっているのかというのを常に情報を欲しがっていると思えます。速やかに建て替えに向けた万全の体制をとり、常に情報発信をすべきであると思えますが、いかがでしょうか、伺います。

次に、効果的・効率的な行財政運営の推進のための事業の内容を伺いました。必ず目標を設定することが重要であると思えます。また、今事業計画をしている以外にも知恵を出し合えばいろいろと見えてくる、改善すべき事業はあると思えます。内からだけでなく、外から見ること重要であると思えます。やはり庁舎内の部署もまたいで、別の部署を見るということも必要ではないかというふうなことも思い

ます。その点、伺います。いかがでしょうか。

以上、2回目の質問をさせていただきます。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 先ほど申し上げた三つの大きなくくりの中で、平成31年度で何が特に重点かということではありますが、全てをうまく円滑に進めていきたいと、これは当然のことではありますが、特にということでもありますので、私はこの中でも特にこれから宍粟市のいろんな時代背景の中で、若い世代を中心として転出超過が非常に厳しい状況、この是正がまず最重要課題。それから、もう一つは、地域産業にとっても人材確保と生産性の向上、こういったことも2点目に大きな課題だろうと。それから三つ目は、やっぱり官民の枠を越えて、まさにオール宍粟でこれからいろんな体制を構築していくこと、そういう意味では人財力フル活用プラットフォームというを新しくつくって、市と商工会、西兵庫信用金庫さんを含めて、地域の皆さんや事業体によって、そういうものを立ち上げて新たな挑戦の枠組みをつくっていききたいと。それによって宍粟市の特有である森林から創まる地域創生がより加速すると、このように考えております。それがぜひうまく進むように枠組みをきっちと構築していききたいと、このように考えております。そのことが全体へ波及してくると、このように思っています。

その中でも、私は特に木育を何とか1年次ああいう形で、いよいよこれから協定を23日、24日でやりますが、次年度として本格的に進めていくということで、おぎゃあと生まれていただいた子どもさんのところに、木のおもちゃを提供していこうということで、いよいよやっていきますし、学校教育も含めてそういう宍粟の森林資源、そういったところに感じてとっていただいて、まちを愛する子どもを育てると、こういうことをぜひ。あるいは環境を守っていく、こういうことにつながりますので、より構築をしていききたいと、このように考えております。

それから、次に、特に総合病院の建て替えのことにつきましては、宍粟市にとっては本当に新たな大きなまちづくりのを第一歩がさらに進んでいくという、こう大きなうねりになってくるきっかけだろうと、このように考えております。

当初の御質問で南部とおっしゃいましたが、当然宍粟市全体、もう少し言えば西播磨全体の中でも大きなうねりになるだろうと、このように認識しております。

したがって、万全の体制と市民にしっかり情報を提供して、また共有して、課題も整理しながら、しっかり進めていくことが私は大事だろうと、その方向で進めていききたいと、このように思っています。

ほかの御質問については、より具体がありますので、担当部長より答弁させたいと思います。

○議長（実友 勉君） 西岡教育長。

○教育長（西岡章寿君） 森林から創まる教育活動につきましては、体験活動の推進、それから特色ある学校づくり、また地域人材の活用、こういうふうな大きな部分もあります。特に地域人材ということになりますと、子どもたちは地域の先生とか地域のプロというようなことを呼んでおりまして、非常にお世話になっているわけなんですけども、地域の方のお世話になりながら、今後も継続して実施できるように取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（実友 勉君） 坂根企画総務部長。

○企画総務部長（坂根雅彦君） 改善点は中から見てはなかなか見えない、ある意味冷静な目で外から見るといふ御提案をいただきました。実際に部署の中でもそういう動きも一部にはあることはあるんですが、そのことが全庁的なことになっていないということにも感じてますので、少しそういう御提案をいただきましたので、検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（実友 勉君） 7番、田中孝幸議員。

○7番（田中孝幸君） それでは、最後の質疑をさせていただきます。

ただいま市当局の平成31年度の施政方針に向けての取り組み、考え方をお聞きいたしました。今日は、私は全体的な考え方を予算質疑とさせていただきます。個々の具体の事業については、それぞれ会派予算委員もおりますので、そのほうで詳細の確認等をさせていただきたいと思います。

なお、ぜひ今後もお願いしたいのは、最少の経費で最大の効果という理念に基づいて行政業務の改善を行い、さらに歳出削減に取り組んでください。本当に必要なものは何か、削減できる事業はないか、見直すものはないかというのをさせていただいて、日常的に検証を行い、財政の健全化、スリム化に努めてください。最後に市長、一言お願いいたします。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） ただいまお話があったとおり、私ども行政運営で常に心がけておらなければならないのは最少の経費で最大の効果を上げていくと、こういうことであります。当時に、市民の皆さんのニーズに的確に把握して、的確な行政サービスを提供していくと、こういうことにさらに平成31年度邁進して、歳出削減にも努力するように今後傾注していきたいと、このように考えております。

○議長（実友 勉君） 創政会、7番、田中孝幸議員の質疑を終わります。

続いて、実志の会の予算質疑を行います。

1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） それでは、実志の会を代表しまして、予算質疑のほうを行いたいと思います。

今回は、まず予算編成方針について、こちらのほう、今回予算質疑のほかの会派と重複する部分もありますので、違う視点からもちよっとお話のほうをさせていただきたいと思います。

これまでにない視点や角度から歳出の内容を検証し、抜本的な歳出改革に向けた取り組みを進めると、先ほども話ありましたけども、このところ、先ほどの回答を聞いていまして、具体的にどのような検証をされたのか、その辺をお聞きしたいなと思います。

次に、補正予算の財源確保が困難となることを見据え、年度内に予測される全ての収入、支出を漏れなく計上していると。来年度、不測の災害が発生しない限り、補正はないと見てよいのかと、具体的にあるとすればどういったことがあるのかと、その辺をお答えいただきたいと思います。

あと、次に、一般会計のほうについて、こちらのほうも創政会に先ほど回答がありました。ふるさと納税のほうはお聞きしたんですけども、未利用財産、こちらが具体的に何で、どのようなものなのか。どのような規模なのかというのをお答えいただければと思います。

あと起債残高の状況、繰上償還などにより、起債残高の縮減を行っています。一般会計、特別会計、企業会計を合計した平成31年度末の起債残高見込みは前年度から4億8,000万円減少しています。いつまでこういう繰上償還をして、このようなことが可能と見ているのか、その辺についてもお聞きしたいと思います。

続きまして、施政方針の平成32年度末人口3万7,000人の堅持のための重点方針について、まず、魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくりについて、一つ目に、農業・林業の従事者を支援し、賄い手や後継者となる人材をふやし、育成する施策の内容と成果目標。

次に、若者の地元への就業支援、移住、U J Iターンをふやしていくために、魅力的な施策と成果目標。

続きまして、観光振興において施設や整備のハード面での整備計画はわかりやすいが、ソフト面の施策はどのようなことを計画されているのか。

続きまして、子どもが健やかに育つまちづくり、子育て世代に向けた予算編成としては、正直全体的に弱いと感じます。子育て世代の市外への流出を防止し、市外から市内への転入を促進できる予算編成となっているのか。

次に、木育による狙い、先ほど市長のほうの答弁をお聞きしまして、理解できました。これを実際市外の人にどのように宍粟市のよさを理解してもらおうと、どういうふうに発信していこうとされているのか。その辺をお聞きできればと思います。以上です。

○議長（実友 勉君） 津田晃伸議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、宍志の会代表の津田議員の御質問にお答え申し上げます。

たくさんの項目がありますので、部分的には端的になるかと思うんですが、できるだけわかりやすく答弁させていただいたらなと思っていますが、お許しいただきたいと思います。

1点目のどのような角度で今回の予算編成で歳出、あるいは歳出改革に向けたかということではありますが、先ほど来答弁申し上げておりますが、非常に平成31年度もそうですが、将来、特に平成32年度以降においても厳しい財政状況が続くということは、これは予測を十分されます。したがって、長期的な視点で全職員にある意味の意識改革を促したということが一つあります。

特に、これまでの仕事のやり方も含めてであります。あるいは手法とか、いろんな運営方法、そういったこともさまざまな視点から見直すことによって、課題を整理する中で、歳出削減ができないのか、あるいはこの事業は本当に必要なのかと、こういう視点で平成31年度の予算編成にも当たったところでもあります。

ただ、直ちになかなか具体的にそれが即効的にあらわれたというものではないと、このように反省はしておるんですが、可能な限り平成31年度に反映できるものについては反映しておるつもりであります。しかし、平成32年度、あるいは将来に向けて見直しを要するものについては、こんなものはどうだということについては、いろいろ議論をしたところでもあります。

ただ、大変申しわけないところではありますが、行政改革の一つの大きな大綱にそっていろいろしておりますが、なかなか現実はそのが進んでおらないということでもあります。しかし、今提案しております予算についてもああいう状況で、可能な限り現段階で宍粟市のまちを、あるいは将来へのまちへつなぐという観点からすると、

私はそれなりの予算編成ができたのではないかなど、こんなふうに思っております。

2点目の不測の災害、補正予算であります。基本的には、通年予算とすることで臨んだところでありますが、一部できないものもあるところであります。特に災害はもちろんそうではありますが、扶助費や補助金など現時点で人数や利用回数などが不確定な事業、あるいは緊急の修繕等が必要な事業、それから国や県の補正予算に伴う追加事業、こういったものについてはある意味予測ができないことがありますので、これは補正予算で対応していくことになるだろうと、このように思っています。

特に、国にも常々要請しておるんですが、森林を守ろうということで、いろんな手だてをしております。災害に強い森林づくりとか、国のいろんな間伐のこと、それはほとんど国については今補正予算対応が主になっておりまして、そういったことで予測がなかなかしにくいという部分もありますので、原則は通年予算ということとは十分承知しておるんですが、補正予算でそういったことは対応しなくてはならない、このように考えています。

次に、ふるさと納税等々につきましては、先ほどお答えしたところで、納税ポータルサイトも6月に新たに1件を追加しながら、合計四つのポータルサイトで寄附金を募集することによって9,070万円の寄附金を見込んでおると、こういう状況であります。

それから、2点目の未利用財産の売却で一体どこかということではありますが、現在の未利用地は602平米を予定をしております。一宮町東市場の遊休地を今現在考えておるところであります。約300万円を見込んでおるということでもあります。

起債残高の状況についてであります。一般会計のそのとおりであります。生活圏の拠点づくりであるとか、あるいは認定こども園整備事業、大規模な工事によって一時的には残高は増加すると考えておるところであります。また、財政基盤や、あるいは財政力が弱い本市においても、普通建設事業を進める上では起債に依存せざるを得ないとも考えておるところであります。

しかしながら、基本とする考え方は、繰上償還を継続していくとともに、地方債を財源とする事業も含めた全体事業費についても十分に精査し、後年度への負担を減らすことで健全な財政運営を進めてまいりたいと、このように考えております。基本的にはそのように捉えて考えておるところであります。

続いて、人口3万7,000のところを堅持するための重点化方針ということではありますが、かねてよりいろいろ御意見いただいて、3万7,000を堅持するために一体

どうなんやと、こういうことではありますが、各分野ごとにいろいろ御質問もいただいておりますが、端的に。

農業分野での対策としましては、既存の新規就農関連の支援事業を継続して行いたいと思っております。同時に、地域農業の維持・発展を担っている一般財団法人宍粟北みどり農林公社事業の支援を拡充することで、遊休農地対策やあるいは担い手・後継者不足の課題に取り組みたいと、このように考えております。

主な事業として、3点申し上げたいと思います。1点目につきましては、55歳以下で宍粟市に新規就農・定住する方に対し、定住した年度から3年間営農継続に要する経費を支援する新規就農・定住促進奨励金事業では、年間1名以上の就農を目指したいと、このように考えています。

2点目については、農業経験の乏しい新規就農希望者に対し、指導農家で短期受け入れをお願いし、農業お試し体験を通じて宍粟市に就農を誘導する新規就農前研修事業を実施し、年間4名程度を予定しております。これも既にこれまでもいろいろお世話になっておるんですが、さらにこのことについては、てこ入れをしながらやっていきたいと思っております。

3点目につきましては、農林公社が実施する農地活用の規模拡大や農業後継者等の人材育成などを支援するため、宍粟北みどり農林公社への負担金を計上し、担い手、後継者不足や遊休農地の活用などの課題解決や新規就農につながる人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。人員の確保については、当初1名を予定しております。いろいろ画策もしておるんですが、今の段階では1名を予定して、2年間程度の取り組みの中で事業内容を精査しながら検証して、次のステップへ移っていききたいと、このように考えておるところであります。そういった意味の予算計上をさせていただいております。

次に、林業分野での対策としましては、市内の私有林における人工林の約7割がいよいよ伐期を迎えておりまして、用材や木質バイオマス用燃料となる未利用材の木材需要の高まりを受け、引き続き搬出間伐などの森林整備事業に計画的に取り組んでいきたいと思っております。

同時に、未整備森林の間伐施業を推進する中で、災害に強い森林づくりなど森林の保全に努めていく中で、林業の担い手確保事業による施策展開によって雇用の創出や定住促進を積極的に進めてまいりたいと、このように思っております。

また、林業担い手の来年度の成果目標としましては、起業してから5年以内の新規林業事業体を2社、既存の林業事業体については、新規雇用従業員5名の雇用創

出を図りたいと、このように考えております。

次に、若者の地元への就業支援やU J I ターン、その魅力的な施策と成果目標と、こういうことではありますが、若者の地元への就業支援につきましては、昨年開設しました「宍粟わくわ〜くステーション」の運営を通じて、求人企業と求職者のマッチングを図るとともに、ホームページ、SNSあるいは紙媒体やイベントなど、さまざまな手法を組み合わせ、地域の企業の魅力発信を行ってまいりたいと、このように思っています。

また、大学生の実践型インターンシップや、高校生向けの就業体験、ビジネスサポート、森林大学校との連携など、若者と地域の企業をつなぐ機会をより多くふやすことで、域内就業の促進につなげてまいりたいと、このように考えております。

また、移住、U J I ターンの増加につきましては、空き家バンク制度でそのこともさらに取り組みを強化していきたいと、このように思っています。また、森林の家づくり応援事業で市外からの転入者に対しての住宅取得助成を実施することで、住むことに関する応援を引き続き行ってまいりたいと、このように思っています。

特に、昨年のビジネスサポートや、あるいはいろんな形で高校生等々へのアプローチもしておりますが、引き続きさらに高校2年生を対象にしたところの就職活動支援等々をさらに強力に進めていきたいと、このように考えております。

最後に、ソフト面はどのような計画をしておるかということではありますが、一般質問の中でも少し答弁申し上げたところではありますが、特にメディアとの連携も非常に重要な部分があると思います。テレビもそうではありますが、特にラジオ、あるいはFMラジオ、そういったところと連携して、酒蔵通りの散策であったり、庭田神社のモニターツアーの計画であったり、イベント情報のスポット告知をするなど、そういったメディアを通じてのPR活動もさらに強化していきたいと、このように考えております。

昨年も何回かFMあるいはK i s s FMとかいろんな形で、私自身も出演させていただいて、その都度したところではありますが、ラジオ関西やとか、あらゆるチャンネルを駆使してそういった情報発信に努めていくことが、ある意味市内のPRにつながっていくことによって、交流人口が増加していくことにつながっていくだろうと、このように考えております。そのことが定着へとつなげていくようにさらにいろいろ趣向を凝らしていきたいと、このように考えております。

最後に、子どもが健やかに育つまちづくりにつきましては、特に子育て世代の流出の防止であったり、あるいは転入促進の予算編成となっておるんかやと、こうい

う質問であります、子育て環境の充実や保育あるいは教育環境、あるいは医療や福祉の充実などは、子育て世代の定住とか、あるいは転入を促進させて、あるいは転出を抑止する、非常に私は重要な要素であると、このように考えておりました、そういった意味では、可能な限り積極的な予算編成ができた、このように捉えております。

特に、先ほども御答弁申し上げたように、宍粟市のいわゆる森林、特に木育による狙いと、独自の取り組みで誇れるものは何かという御質問であります、あわせてそういった形で宍粟市の自然や、あるいは木の文化や、あるいは木のぬくもりや、そういったところで木育を通じて子どもたちにも宍粟市を愛する心等々を育てることによって、将来に向かっていくことが大事かなあと、このように考えておりますので、あわせもってそういったことをさらに強力に推し進める予算としておりますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○議長（実友 勉君） 1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 非常に御丁寧な答弁ありがとうございます。大体のところは理解できましたけども、再度ちょっとお聞きしたいんですけども、やはりまずこれまでにはない視点や角度、これって非常に難しいと思うんですけども、やっぱりなかなか今まで我々もそうなんですけど、やっぱり固定概念といいますか、既定概念が入ってきて、違う角度からなかなか見れないという部分も非常にあると思うんです。今後、それをどういうふうに、意識改革を行ってと言われてましたけども、今後どういうふうにやっていこうと考えられているのか、その辺の考えがありましたら、またお聞かせいただきたいのと、あと、地元の就業支援、こちらのほうも本当に今わくわくステーションを活用してというところなんですけど、今、地元の企業さんがどんな人材を求めているか、求職者の人がどういう仕事を求めているか、このマッチングというのがやっぱりなかなか、求めている企業側のほうと、やっぱりそこが大分差があるところがあると思うんですよ。そこに今後どういうふうにしてマッチングさせていこうとされているのか。

あと移住者、U J I ターン、これ東京圏からの移住者をふやそうとされてますけども、これを具体的にどういうふうに進めようとしてされているのか。もうちょっとその辺の進め方の部分の細かいところを聞かせていただければと思うんですけども。

あと、最後の子ども・子育て世代のニーズ、これを実際タウンミーティング等を通して市長はいろんなところに出向かれて、いろんなニーズを聞かれていると思うんですけども、それが実際具体的にどんな話が出ていたのか。あと、それに応えた

内容になっているのか。あと、他市町とかの実績、挙げている例で参考にされたことがあるのであれば、その辺もお聞かせいただければと思うんです。

○議長（実友 勉君） 福元市長。

○市長（福元晶三君） 私のほうからは、これからの枠にとらわれない予算編成をするのに、どういったことがという御質問の1点目について御答弁申し上げたいと思います。

正直いろいろ予算編成する中で、方針をつくって、職員にこうやっていろいろおろして行って、下から積み上げて行って予算を編成していく、一定の方向を出してということでもあります。ある意味、そういうやり方でこの間来たところではありますが、場合によって、マンネリ化しつつあるのかなあと、その部分でね、それが悪いというんじゃないしに。したがって、もう少し職員からしっかりボトムアップというか、いろいろ意見を掌握して、こんな方向で思い切ってというふうな、それからトップとしての考え方、これを織りまぜることをもう少し考えていく必要があるんじゃないかなあと、こう思っています。

私は、大変申しわけないんですが、トップとしてトップダウンでというのは、なかなかやってない部分がありますんで、そこらが非常にバランスというか、今後非常に大事なあと常々悩んでおります。したがって、職員の皆さんが一生懸命常日ごろ市民の皆さんと対峙しながら、あるいは施策を実行しながら、それぞれまたチームで議論しながらやっている、その議論を新しいものに展開していく、あるいはやめていく、そういったことの兼ね合いをもう少し整理することによって、これからの枠にとらわれないという御質問の中に少しヒントがあるんじゃないかなと思っていますので、そういう観点でもう少し私自身も勉強せないかなあと思っていますので、今回のことについてはいろいろ工夫も凝らしたんですが、そういう意味で回答になったかどうかわかりませんが、そんな思いであります。

次に、2点目、3点目については、それぞれ担当部長のほうから御答弁させたいと思います。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私のほうから地元への就労支援、それからU J Iターンにつきましてお答えしたいと思います。

今の宍粟市の状況につきましては、非常に求職者に対して企業のほうが少なく、求める人数に対してなかなか足りてない、売り手市場ということになっております。倍率でいきますと非常に全国よりか高いような数値にもなっております。ただ、宍

粟市においては非常にきめ細やかな対応ができておりました、非常に就職された方からもアンケートなんかをとりましたら、非常にうれしい言葉も聞かせていただいております。こういったことを続けていくことによって、やはりマッチング率といえますか、そんなところも向上していくのではないかなと思います。そういう意味では、やはり引き続いてこのことを継続して取り組む、このことが大事かと思いません。

また、U J I ターンですけれど、東京圏から、これは国の制度でございますけれど、東京23区からの宍粟市への移住、こういったところを進めるような制度ですけれど、計画的には2名程度を計画しておりますけれども、なかなか東京から一足飛びにこちらのほうに来られるということはないかと思っておりますけれど、やはり情報発信、そんなことにも取り組んでいるということをきっちり情報発信していきたいと思えます。

また、結構キャリアの方もいらっしゃると思うんです。そういったキャリアの方も企業側でも望んでいらっしゃる企業もございます、キャリアの方を。そういった方の要望なんかも聞いて、そういうエントリーがありましたら、ちゃんとマッチングする、こんなことも必要じゃないかなと思います。

先日、またテレビを見ておりましたら、50歳以上のシニアハローワーク、こういったものも自治体で取り組んでいるところもございました。そんなことも参考にさせていただきながら、事業を拡充して取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） 子育て支援ということで、非常に先ほど市長のほうの答弁で広範な御説明をさせていただいておったんですけども、私のほうからは、子育て事業、特に保健事業に関する部分で答えをさせていただきたいと思えます。

他市町での先進事例をどのように反映したかということ、また、ニーズを把握したかということなんですが、市長のほうが各地域のほうに出て行って、子育て世代の皆さんからいろんな意見を聞いていただいております。そういった意見を参考にしながら、今どれがどうかということなんですが、平成30年度であれば、子育てアプリの導入であったり、それからイベントにおけるおむつであったり、授乳ができるテントを導入したりとか、そういったこともさせていただいております。また、平成31年度におきましては、県下では遅い部類に入るわけなんですが、病児・病後児保育、こちらを新たに設置に取り組む予定としております。また、子育て世代の

包括支援事業、これはさまざまな事業を一体的に展開するわけなんです、これについては他市町の参考にというよりも、どちらかというと、宍粟市は先進的に取り組んでおるといような評価もいただいております。

以上でございます。

○議長（実友 勉君） 津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 細かいところは予算委員会のほうでまたいろいろ質問のほうをさせてもらいたいと思います。

ぜひ市長には、本当にある程度先ほど市長も遠慮されている部分もあるかもしれないですけど、やっぱりトップとして力強いリーダーシップをとって、思い切った施策を今後打って行っていただければなと思います。

これで宍志の会の質疑を終わらせていただきたいと思います。

○議長（実友 勉君） 宍志の会、1番、津田晃伸議員の質疑を終わります。

続いて、公明市民の会の予算質疑を行います。

14番、樫橋美恵子議員。

○14番（樫橋美恵子君） それでは、公明市民の会を代表いたしまして質疑をさせていただきます。

施政方針より3点させていただきますが、1点目、魅力と活力あふれる地域産業を育むまちづくり、1ページでございますが、その中で遊休農地対策や担い手・後継者不足といった課題解決に取り組みますとあります。具体的に何をどのように解決されるのか、伺いたいと思います。

私、農業のことを考えてないってよくお叱りを受けるわけです。だんだんと高齢化になってきておりました、担い手が。そこにもってきて、後継者がいない、どのようにこの方たちの不安を解消していただけるのか、伺いたいと思います。

2番目に、快適に暮らせるまちづくりでございますけども、しーたんバスの運行開始から3年が経過をいたしました。本年4月からは新たに見直された形での運行が始まると聞いております。さらに、小中学生が描いた「未来のバス」、ラッピングしたバスの運行が開始するとのことであります。今後も多くの人に乗り続けていただくための効率的な利便性の高い公共交通の維持について、どのように考えておられるのか、伺いたいと思います。

そして、3点目、子どもが健やかに育つまちづくりでございますが、いよいよ念願でありました病児・病後児保育事業が秋ごろには開設をされるわけでございます。どのような体制でというのは出ておりました。3人を受け入れて、看護師と保育士

が対応するというごさいます、この条件はどんな条件を満たしたらいいのか、また、こういった内容なのかを伺いたと思います。お願いいたします。

○議長（実友 勉君） 榎橋美恵子議員の予算質疑に対し、順次答弁を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、公明市民の会代表の榎橋議員の御質問にお答えしたいと思います。

遊休農地の対策や後継者対策の具体策ということでもあります。

遊休農地の増加や農家離れということは、非常に深刻な宍粟市にとっては課題であります。そのことによって、地域が寂れたり、あるいは地域力の衰退の要因の一つであると、このようには認識しておるところであります。現在実施しております耕作放棄地対策補助事業や農業委員会の農地パトロールによる農地判定などに引き続き取り組みながら、農地の有効活用と適切な管理を推進することとしております。

具体的な農地の有効活用方法につきましては、県と連携し取り組んでいる山椒栽培を「西播磨山椒」ブランドとしての定着化を目指しておりまして、その取り組みも先般来一般質問の中で担当部長から答弁したとおり、現状では西播磨地域では宍粟市が一番多いという状況であります。それを具体的な農地の有効活用として今進めておるところであります。

また同時に、早生樹として「センダン」やあるいは「コウヨウザン」とか、いろいろ早生樹があるわけではありますが、さらにまた「もみじ」や「かえで」などの落葉広葉樹などの植栽によって、遊休農地あるいは荒れ地等といったところ、里山整備といった新たな切り口での取り組みも必要と考えておりまして、もう既にいろいろなグループで研究したり、実践していただいたりしております。さらにそれがこれからともに進んでいく必要があるだろうと考えておりまして、その財源として新たな森林環境譲与税の活用もあわせて検討する中で、進めていきたいと、このように考えております。

そのことによって、里山整備やあるいは遊休農地という概念から少し外れるかもわかりませんが、そんな取り組みが非常に重要な今後の課題だと、このように考えております。

それから、2点目の快適に暮らせるまちづくりの中で、公共交通の維持のことであります。さらに利便性の高いと、こういうことでありますが、本年4月からの運行開始に当たっては、ダイヤ改正等々もいろいろ御提示申し上げておると思いますが、基本的に、公共交通再編計画の目的を十分尊重しつつ、地域の移動手段を維持

し、利便性の向上につながるよう、路線の統合であったり、あるいはルートの変更を行うとともに、乗り継ぎ点の新設等を行うことで、交通空白地をつくることなく再編を行いました。

また、あわせて、高等学校等々からいろんな学校への乗り継ぎの状況、あるいはダイヤの状況等々もありました。例えばであります、ある高校では、部活動を終わってからバスがないという状況なんかも含めて、今回のダイヤ改正の中で見直す中で、そういったところにも配慮をしていただいております。

バスの利用者数も年々増加傾向にはありますが、一部の路線、特に小型バス路線ではなかなか目標に達してない路線もあるところでもあります。大型路線の市内の連絡路線については、それなりに増加傾向にあるところではありますが、なかなかまだ厳しいところもありますが、これからあらゆる角度から公共交通を守るという、この取り組みも進めていく必要があるだろうと、このように考えております。

先般、ラッピングバスということで、児童生徒の作品をラッピングして市内に走らすという中で、公共交通を利用していただこうと、そういう啓発の一つもやったところでもあります。

なお、今後の見直しは、1年ごとに利用状況を注視する中で、地域の皆さんと十分話し合い、その地域に合った編成を行うよう今後も努めてまいりたいと、このように考えておりました、公共交通会議の中でそういったことについても御意見をいただいておりますので、その中で十分議論していただいて、可能な限り地域に合った編成になるよう一歩ずつ階段を上げていくことが大事だと、このように捉えています。

子どもの健やかに育つまちづくりの病児・病後児保育事業であります、条件や内容については、後ほどまた担当部長のほうから具体的に説明申し上げさせていただきたいと、このように思うところではありますが、病児・病後児保育施設につきましては、平成26年度に策定をした子ども・子育て支援事業計画において、平成31年度に整備をすることとしておりました、本年9月の開所を目指して準備をしておるところであります。

適切な事業者を選定した上で、委託による運営としたいと、このように考えておりました、その準備を今後早急に進めていきたいと、このように考えております。

また、医師会やいろんな方々との調整もこれまでさせていただいて、結果的に先ほど申し上げた状況でありますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

私のほうからは以上であります。

○議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） 病児・病後児保育の受け入れの条件であったり、内容という御質問につきましてなんですけども、内容についてはまだ条件整備の途中でございますが、受け入れする児童につきましては、6カ月児から小学校6年生までの児童を対象に、また、3名までの定員ということしております。

事前に登録をしていただきまして、かかりつけ医の医師のほうが、もう病児・病後児のほうへ行ってもいいよというような、そういう判断をしていただいた上での受け入れということになります。

詳細につきましては、今条件整備を進めております。また、所管の委員会で報告はさせていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（実友 勉君） 榎橋美恵子議員。

○14番（榎橋美恵子君） 2回目の質問をさせていただきますが、最初に、遊休農地の対策なんですけどね、宍粟市って割と田んぼに花とかがないじゃないですか。この間、姫路にちょっとまいりましたら、菜の花がとってもきれいなところがありましてね、そこは姫路マラソンのコースのそこだったんですけども、ああ、これは本当にすごいなって、とってもきれいで、たくさんの方が写真を撮りに来られたりしておりました。そういうところがやっぱりあってもいいかなと。遊んでいる田んぼがたくさんあるわけですので、そういうことも考えながら、観光に来ていただいた方がきれいだな、また来ようって、そういうことも利用できるし、そういうふうに使っていただくと、農家の方もいいんじゃないかなと思ったりするんですけども、その方向性はどうなんでしょうか。

公共交通のバスなんですけども、ダイヤ改正をしていただいたんですが、まだまだ地元の声が反映してないと思うんですね。ここの路線はいい、この時間は要らないよって、よく言われるんです。そういうところをそこをやめて、また違うところを走るといようなこともしっかりまた今後考えていただきたいなと思っております。

ラッピングバスを今回走らせようと思われた根拠は、どんどん乗っていただきたいという思いでされたと思うんですけども、私、この公共バスが今度宍粟市にこういうふうな形で走りますよって言ったときに、確かにラッピングバスというのがいろんな地域にあるので、ぜひこういうバスが走ると乗りたいなと思うことがあるので、ぜひラッピングをしていただきたいと申し上げましたけども、それはかなわな

かったんですね。今回、3年たちまして、これが有効だということを考えられたその根拠を教えていただきたいということと、それから、病後・病後児保育なんですけれどね、条件をこれからしっかり満たしていただけたらと思うんですけども、本当に市内の方でこども園に通っているとか、そういうことが条件とのところもありますし、また、子どもの食事をちゃんとつくっていかないといけないというところもあるんですね。

先ほどおっしゃったかかりつけ医の診断情報提出は、もちろん要りますけども、そういうことがどうなのかということ。また、料金的なこともしっかりと明示していただきたい。

児童の年齢や症状に応じて部屋を分けて使用することもできますよというところもあったりします。また、感染症疾患の児童の保育を想像した専用の部屋というのでも整備をしている、そういうところもあるわけです。今後、まだしっかり整ってないということなんですけども、こういうことは入れていただけるのか。お願いいたします。

○議長（実友 勉君） 富田まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（富田健次君） 公共交通に関する御質問、二つほどあったと思います。一つ目の地元の意見の反映ということなんですけど、これにつきましては、今後も引き続き地域の皆さんと話し合いの場をもたせていただいて、それを公共交通のほうに反映していくというところでございます。

なお、公共交通の一つの大きな目標というんですか、目的といたしまして、交通空白地の解消というところもございますので、先ほど議員のほうからございました、もうここは要らないよということについては、十分に地域の皆さんとお話をさせていただくということで進めたいと思います。

それから、ラッピングバスを走らす根拠というんですか、これにつきましては、今年度は宍粟市に路線バスが運行いたしまして、100年の節目となります。それであるとともに、この4月には先ほど質問ございました3年ぶりとなる大幅な路線とダイヤの見直しを行います。そういったことから、記念バスはこの100周年を祝うシンボルとして、また、より便利になる新ダイヤの啓発のシンボルとして、そういったことで今回、地域公共交通会議のほうにも諮らせていただきまして、いいよと、主催するよということを取り組んでいただいて、走らすことになったというところでございます。

○議長（実友 勉君） 世良健康福祉部長。

○健康福祉部長（世良 智君） それでは、病児・病後児の件につきまして、追加の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、対象の地域なんですけども、宍粟市に限らず定住自立圏の参加の市町を対象としたいと、このように考えております。これは、相互ということで、あちらの同じ佐用とか、たつののほうにも相互でやっていこうという、そういう考え方でございます。

それから、食事の件なんですけど、これは非常にデリケートな話でございまして、やはり年齢も違いますし、食物アレルギーのこともございます。そういったことがございますので、食事については持参をしていただくというふうな考え方を持っております。

それから、料金なんですけど、これは大体他市町を見ますと、1,000円から2,000円という設定をされておりますので、1,000円ぐらいでいいのじゃないかなというように、今内部では議論をしておるところでございます。

それから、部屋を分ける、感染症対策ということでしたが、これは当然のことでございます。インフルエンザが例え治って病後児であったとしても、菌を持っておる、ウイルスを持っておるといような懸念がございまして、これはきっちりとした部屋、隔離された部屋は2部屋つくって、その上で医師の判断でいいのかという許可をいただいた上での受け入れということになりますので、そのあたりは配慮したいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） 私のほうからは、田んぼの景観向上としての活用、こういったところについての提案について、お答えさせていただきます。

過去においても、現在においても、田んぼもそういった活用もされております。例えば福田でしたら、そばを植えたり、上の下ではベニバナ、それから東河内ではコスモス、こういったものの休耕田の活用とか、田んぼの活用といったところでされております。当然そばでしたら、それが商品になってお店なんかもできるわけですので、6次産業化につながっていくと、こういったところも期待できますので、非常に有効な活用かと考えております。

里山整備とあわせまして、そういったことも参考にしながら、地域と一体になってこういったことも進めていく、これは非常にいいアイデアだと思いますので、参考にさせていただきます。

以上です。

○議長（実友 勉君） 榎橋美恵子議員。

○14番（榎橋美恵子君） それでは、先ほどのバスの件なんですけども、この路線は要らないよと私が言ったのは、この路線でなくて、ダイヤ、この時間帯のあれは要らないよっていう、そういう声をよく聞きますので、その時間だけはまた違うところで走らせてもらったり、そういうこともまたしていただきたい。あそこの地域は絶対に排除するんじゃないで、ダイヤをまたしっかりと見直していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

この100周年ということで、本当にラッピングバス、かわいいバスが通ると、乗りたいなという気持ちも多分出てくると思いますし、市外から来られた方が何か楽しいよって、乗ってどっかへ行きたいという気持ちも多くなってくると思いますので、期待をしていきたいとします。

先ほど部長のほうから言っていただきました病児・病後児保育なんですけども、今後、まだ9月以降ですね、開設しますのは。それまでしっかり時間がございますので、すばらしいものをつくっていただけるように期待をいたしております。本当にこれ念願でありましたので、子どもさんが病気で仕事を休むことができない人もたくさんいらっしゃいますので、これはしっかりいい方向へつなげていただきたいとします。

先ほどもありましたように、佐用の方だったり、いろんな近隣の方も利用できるということはとってもすばらしいことだと思いますので、よろしく願いしたいとします。

先ほどいろんなそばをつくったり、それからコスモスだったり、ベニバナだったり、いろいろするんですけども、本当に29号線にあまりないんですね。違ういろんな中坪であったり、染河内のところだったり、ちょっと遠くのほうは結構いろんなものをつくっていただいたり、花があつたりするんですけども、29号線をもっと華やかにしていただいて、本当に29号線が活性化していくことが大事かなと思いますので、その辺いかがでしょうか。

○議長（実友 勉君） 名畑産業部長。

○産業部長（名畑浩一君） まさしく風景街道づくり、これがそれに合致するかと思います。紅葉であったり、花であったり、そんなもので色とりどりの街道、こんなものをつくり上げていきたいと考えております。

○議長（実友 勉君） 公明市民の会、榎橋美恵子議員の質疑をこれで終わります。

以上で通告に基づく予算質疑は終わりました。

ただいま議題となっております第34号議案から第44号議案までの11議案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第21 第45号議案

○議長（実友 勉君） 日程第21、第45号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは、第45号議案、平成30年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、国の補正予算におきまして、農村地域防災減災事業として県営ため池耐震化整備事業に追加で予算配分され前倒しで実施されることになったことに伴い、市の負担金を追加で計上するものであります。歳入歳出をそれぞれ1,100万円増額し、補正後の総額を262億655万2,000円とするものであります。

議員各位におかれましては、諸事情御賢察の上、何とぞ原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（実友 勉君） 説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（実友 勉君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております第45号議案は、予算決算常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、3月26日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（午後 3時54分 散会）